

# 平成25年第4回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

## おいらせ町議会 平成25年第4回定例会記録

おいらせ町議会 平成25年第4回定例会記録				
招集年月日	平成25年12月10日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成25年12月10日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	平成25年12月10日 午後 4時05分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	高 坂 隆 雄	2 番	田 中 正 一
	3 番	平 野 敏 彦	4 番	檜 山 忠
	5 番	日野口 和 子	6 番	川 口 弘 治
	7 番	袴 田 信 男	8 番	沼 端 務
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	立 花 國 雄	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 舘 秀 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	馬 場 正 治	16 番	佐々木 光 雄
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	西 舘 芳 信
	分庁サービス課長	澤 上 訓	総 務 課 長	松 林 由 範
	環 境 保 健 課 長	小 向 道 彦	企 画 財 政 課 長	小 向 仁 生
	介 護 福 祉 課 長	松 林 泰 之	行 政 管 財 課 長	田 中 富 栄
	農 林 水 産 課 長	泉 山 裕 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	中 野 重 男
	商 工 観 光 課 長	澤 田 常 男	税 務 課 長	松 林 光 弘
	教 育 長	袴 田 健 志	教 育 委 員 会 委 員 長	加 藤 正 志
	町 民 課 長	柏 崎 正 光	学 務 課 長	堤 克 人
	地 域 整 備 課 長	倉 舘 広 美	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	北 向 勝
	会 計 管 理 者	柏 崎 尚 生	農 業 委 員 会 会 長	中 川 原 卓 雄
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	泉 山 裕 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	磯 沼 寛 二
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	田 中 富 栄	病 院 事 務 長	山 崎 悠 治
	監 査 委 員 事 務 局 長	袴 田 光 雄	監 査 委 員	名 古 屋 誠 一

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	袴田 光雄	事務局 次長	小向 正志
	臨時職員	坂井田 五月		
町長提出議案の題目	1 報告第18号	専決処分の承認を求めることについて（字の区域及び名称の変更についての一部変更することについて）		
	2 報告第19号	専決処分の承認を求めることについて（平成25年度おいらせ町一般会計補正予算（第3号）について）		
	3 報告第20号	専決処分の承認を求めることについて（平成25年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について）		
	4 報告第21号	専決処分の承認を求めることについて（平成25年度おいらせ町一般会計補正予算（第4号）について）		
	5 報告第22号	専決処分の承認を求めることについて（平成25年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について）		
	6 議案第73号	おいらせ町地域の元気再生定住促進条例の制定について		
	7 議案第74号	おいらせ町税外諸収入金、督促手数料及び延滞金徴収条例の全部を改正する条例について		
	8 議案第75号	地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について		
	9 議案第76号	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
	10 議案第77号	おいらせ町土地開発基金条例を廃止する条例について		
	11 議案第78号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について		
	12 議案第79号	平成25年度おいらせ町一般会計補正予算（第5号）について		
	13 議案第80号	平成25年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について		
	14 議案第81号	平成25年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について		
	15 議案第82号	平成25年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第3号）について		
	16 議案第83号	平成25年度おいらせ町公共用地取得事業特別会計補正予算（第2号）について		

議員提出 議案の題目	17 陳情第6号 「介護保険制度改革の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書	
開 議	午前10時00分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	11番	立花國雄議員
	12番	柏崎利信議員
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (袴田光雄君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。ご着席ください。
	佐々木議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しております ので、直ちに本日の会議を開きます。  (開会時刻 午前10時00分)
議事日程報告	佐々木議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	佐々木議長	これより議事に入ります。 日程第1、報告第18号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 本件は、字の区域及び名称の変更についての一部を変更することについて、承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。

<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>報告第18号につきましてご説明申し上げます。 議案書の1ページから3ページをお開きください。 本件は、さきの第3回定例会において議決いただきました議案第61号、字の区域及び名称の変更について、当該議案の変更調書中に、一部、地番表記の誤りがあったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、内容の修正について、去る11月11日付で専決処分したものであります。 その内容ですが、誤りのあった対象の地番は、向山3374-1から3374-3までの3筆で、既に、昨年度、豊原1丁目3374-1から3374-3までに変更しており、本来、向山3374-1から3374-3までの3筆は存在しない地番でありましたので、変更する必要がなかったことから、今回、変更調書から削除するものです。 なお、当該変更の効力発生日11月18日を目前にし、法務局や郵便局との事務処理中の判明であったために、専決処分の対応をいたしました。本来あってはならない単純なチェックミスでありました。今後はこのような誤りのないよう確認を徹底してまいりたいと存じます。大変申しわけございませんでした。 以上で説明を終わります。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>副町長 (西館芳信君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>副町長。  これから審議ということになるわけですが、その前に、現場の事務を担当する責任者として、皆様に一言おわび申し上げます。 この字の区域の変更につきましては、毎回、その事務量が膨大なために、担当のほうに必ず何回も読み合わせして遺漏がないようにということで注意を促してきたところでございますが、今回、このような事案が発生いたしましたこと、本当に申しわけなく思います。 課長の言葉と重なりますが、今後このようなことがないように、極力気をつけて業務を遂行したいと思っております。本当に申しわけございませんでした。  説明が終わりました。</p>

<p>質疑</p>	<p>3 番 (平野敏彦君)</p>	<p>この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。 3 番、平野敏彦議員。</p> <p>今、この処分理由で、これで本当に専決処分の理由に当たるのかなというのがちょっと私は疑問があったんですけれども、というのは、内容に一部誤りがあったため専決をするというふうなことですけれども、私、今、誤りがあったらなぜ専決をしなければならないのかということの文言がここにはないので、本来そこを書くべきではないですか。一部誤りがあって、法務局とかそういうふうな部分の手續が迫っているから専決処分しましたというのならわかるけれども、これでいったら、誤りがあって専決処分をしたというふうなことで解釈するのであれば、私はちゃんと議会の定例会でもいいからそれなりに訂正しますというふうな形で提案したらいいのではないですか。</p> <p>本当の理由というのは、今言ったように、法務局手續の期間がなかったというふうなことで専決処分しているわけですから、私は専決理由はこういうふうなものでは受けるほうは理解できないと思いますよ。理由をちゃんとこの提案理由に書いて説明すれば、ああなるほど、専決処分する日にちがなかったんだと。急を要するというふうな部分が専決処分の理由になっているわけですから、その理由がちゃんと示されないと、なかなか理解できないと思いますよ。どう思いますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>答弁を求めます。 企画財政課長。</p> <p>おっしゃるとおりかと思えます。ただ、処分理由のこの議案に載せる部分で、余り説明が長くなるのもいかなものかなと思ひまして、短目な対応をしたというところであります。</p> <p>ただ、おっしゃるとおり、その理由については、いとまがなかったという部分でありましたので、その部分を追加するべきだったというふうに思ひます。</p> <p>以上です。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>そういうふうな意味ではなくて、さっき話をした11月18日、法務局への手続のためにそれを発見した時点で次の議会までに提案するいとまがないというふうなことで書けばいいんじゃないですか。私が言っているのはそこですよ。</p> <p>これでいったら、例えば、訂正があった場合はいつでも専決で処分できるというふうな形で理解されますよ。そのところを言っているんです、私は。</p> <p>もう1回確認しますが、こういうふうな形で事務手続するためには日にちがない、そういうふうなために専決をしましたから報告をしますというふうな形で、これからも対応していくのかどうか、そこをもう1回確認します。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (西館芳信君)</p>	<p>答弁を求めます。副町長。</p> <p>この種の専決につきましては、この179条という1項の文言に対しまして当たってきました。それで、従来は問題がなかったというふうに思っております。</p> <p>ただ、今、処分の誤りがそのまま179条に結びつくのかというふうなことになるれば、それは結びつかない。当然、もう少しこの文中あるいは説明の中でもう少しかみ砕いたものがあるほうがいいのかというふうに、今質問を受けて思いました。</p> <p>それをつけ加えますが、まずこれについては、11月18日の施行、つまり、この法律を効力ならしめるのが11月18日という施行が大前提でありまして、10月1日に法務局のほうにこういうふうにして整備をお願いします、登記をお願いしますということで出しましたけれども、そこに、既にもうやってしまったことで必要がない、今やもう実態のないものまでまた登記し直すのかというふうなことで、誤りの知らせがあったのが11月7日ということで、そうすると、時間的に皆さんを招集して臨時会を開催するというふうなこと、それからもう1つは、この誤りだけを是正するために臨時会を招集することが一般の町民からして妥当なのかどうかと、いろいろなその辺のところを考えました。</p> <p>ですから、あくまでも処分の理由ということにつきましては1</p>

質疑		<p>79条の1項ということで出しましたが、今後、平野議員おっしゃるように、もう少し丁寧なわかるような補足をしたいというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長	<p>3番。</p>
	3番 (平野敏彦君)	<p>専決処分については、前にも規定が、町長の特権の部分というのは改正になっていますから、そういうふうな意味では慎重にこの専決処分の対応をしてもらうというふうなことで、それから今、副町長が説明したような形で、理由を明確にして、私は出してほしいと。</p> <p>このただ一部誤りとかそういうふうな部分では、私は議員の方だって、何でもこういうふうな一部誤りだけで専決するんだというふうなことにも理解されかねないと思いますので、そういうふうな意味では、これからの対応をちゃんとするというふうなことで、了解しました。</p>
	佐々木議長	<p>ほかにございませんか。</p>
		<p>***なしの声***</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で、報告第18号を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから報告第18号について採決をいたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>	
佐々木議長	<p>日程第2、報告第19号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p>	



<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>本件は、平成25年度おいらせ町一般会計補正予算（第3号）について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>報告第19号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の4ページから7ページををお開きください。</p> <p>本件は、去る9月16日、当町に最接近した台風18号の災害対策業務及び災害復旧工事等について、一般会計において所要の経費を追加補正し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同日付で専決したものであります。</p> <p>その内容は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ873万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ100億3,705万7,000円としたものであります。</p> <p>それでは、別冊の一般会計・特別会計補正予算に関する説明書（平成25年9月16日専決）でありますけれども、その4ページ、5ページをお開きください。</p> <p>初めに、歳出についてをご説明申し上げます。</p> <p>8款土木費3項3目公共下水道費では、災害復旧業務委託経費のため、公共下水道事業特別会計繰入金66万4,000円を追加計上いたしました。</p> <p>9款消防費1項3目災害対策費では、職員手当等122万9,000円と、雨水排水処理委託料64万円を追加計上いたしました。</p> <p>11款災害復旧費1項1目農林水産業施設災害復旧費では、4件の復旧工事費として、工事請負費380万5,000円を追加計上いたしました。</p> <p>5ページに参ります。</p> <p>2項1目公共下水道施設災害復旧費では、8件の復旧工事費として、工事請負費239万3,000円を追加計上いたしました。</p> <p>次に、歳入についてご説明申し上げます。3ページに戻っていただきたいと思えます。</p> <p>18款繰入金2項1目財政調整基金繰入金では、財政調整基金を取り崩して、財政調整基金繰入金873万1,000円を追加計上いたしました。</p>
--------------	---------------------------	---

質疑	佐々木議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款についての質疑を受けます。</p> <p>3ページから5ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p>
	3番 (平野敏彦君)	<p>この災害の関係ですけれども、財源として財政調整基金を充てております。</p> <p>この災害については、私は単独災害、補助災害、こう分かれるかと思えますけれども、これを見ますと、一般財源でほとんど充当されています。なぜこういうふうな形で一般財源になるのか。補助金の充当がないのか、これをまずお聞きをしたいと思えます。</p> <p>それから、4ページの災害対策費に超過勤務手当、時間外勤務手当が122万9,000円あります。この時間外勤務手当の対象人数、それから業務内容、これについてお聞かせをいただきたいと思えます。</p> <p>工事費等については、災害復旧農林施設関係でも380万円、公共土木でも230万円ほどありますけれども、この公共土木のほうで説明を見ますと、5万3,000円とか8万4,000円とか17万9,000円、それから14万2,000円とかあります。こういうふうなものも災害復旧の対象になっているのも維持補修で対応できる部分ではないかと私は思うんですけれども、どうもこの辺、ちょっと私は理解できません。なぜこういうふうなものが、10万円以下の単位の部分を災害復旧事業として捉えられるのかお聞きをします。</p>
	佐々木議長	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>

答弁	企画財政課長 (小向仁生君)  佐々木議長	<p>補助対象として計上するべきではないのかと、財源をですね。そのような質問だったかと思いますが、これに関しては、現在、この災害については、補助の対象になるというふうなことでは決まっておりません。そういう関係上、一般財源を導入して、ここにとりあえず計上して、歳入として計上したというふうなことであります。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
答弁	まちづくり防災課長 (中野重男君)  佐々木議長	<p>それでは、私のほうから、時間外の回答をさせていただきます。一般職86人、管理職13人。内容につきましては、警戒や災害対応の出動作業等になります。</p> <p>以上です。</p> <p>地域整備課長。</p>
答弁	地域整備課長 (倉館広美君)  佐々木議長	<p>まず、土木施設の災害復旧費、数万円程度の工事費も災害復旧に乗せてありますけれども、これは予算上、通常の道路施設の維持管理業務と、災害による維持管理と、明確に区分するために災害復旧事業費として計上しております。</p> <p>あと、補助事業の対象になるのかどうかというお話でしたけれども、公共土木施設災害復旧事業については1件60万円以上の工事、そして、維持工事と見なすものは対象外であります。</p> <p>以上であります。</p> <p>3番。</p>
質疑	3番 (平野敏彦君)	<p>さっきの答弁ですと、補助対象になると決まっていないというふうなことで答弁ありますけれども、基準があるわけでしょう。今、地域整備課長が言ったように。その額を超えれば対象になるというふうな地域整備課長の答弁ですと、該当する部分はあるんじゃないですか。トータル的にいったらなるのか、箇所によってそうなっているのか、ちょっとそこはわかりませんが、事務処理の仕方というのは、簡単にやっているように、もっとちゃんと精査をして、これだけの収入を得られるとか、こういうふう</p>

答弁		<p>な制度があるんだというふうな部分を精査して予算計上すべきだと思いますよ、私は。財調（財政調整基金）だけ取り崩して、後から補填をするというふうな方法というのは、おかしいのではないですか。</p> <p>ほかのほうの新聞を見れば、ちゃんと補助災害とかそういうふうなのでちゃんと対応すると載っているわけでしょう。なぜその担当部署が精査をしないで予算計上、提出してくるのか、私は理解に苦しみます。もう1回このところを説明いただきたい。</p> <p>それから、消防費のところの超過勤務ですけれども、これを見れば、待機、それから現地、そういうふうなのが、この災害については超過勤務が対象になる。他の行事については代休、こういうふうな扱いというのはこれで正しいでしょうか。</p> <p>私はこの前の鮭まつり等にも出ましたけれども、2日も出てもほとんど代休だ、他の事業参加にしても代休、災害だけは超過勤務、こういうふうな扱いで私は本当にいいのかと。年休の消化もできないでいる職員に代休だけとらせている。そういうふうなこの超過勤務とのかかわり、これについて総務課長、答弁願います。</p>
	佐々木議長	<p>答弁を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (倉館広美君)	<p>先ほど私、災害復旧事業費の補助対象、工事費で60万円と申しましたけれども、国の査定を受けた額が60万円ということで、若葉地区の復旧工事費89万3,000円というのと、あともう1件、64万1,000円という工事が2件ありますけれども、これはあくまでも町のほうでかかった工事費で、これをもし査定を受けたとしても、先ほども申しましたけれども、維持工事と見なされると査定額がどんどん下がっていきます。そして、それが60万円以下ですと補助対象にならないということ。</p> <p>もう1点、あと国からの査定が来るのが台風過ぎてから数カ月、1カ月、2カ月後になります。早急に復旧しなければならぬということで、台風が来た翌日に復旧工事をいたしました。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長	農林水産課長。

<p>答弁</p>	<p>農林水産課長 (泉山裕一君)</p>	<p>農林水産業の災害復旧に関して見ても、基本的には地域整備課長が言ったものと同じでございます。</p> <p>ただ私どもといたしましては、水路等の被害、または稲と収穫前の農地の部分、被害を受けている部分もございましたので、それに対して災害復旧の査定を受けるための測量及びその査定の時期などを待つというよりも、早目に復旧をしてあげたいということで、すぐに対応したという形になります。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (松林由範君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>総務課長。</p> <p>今ご指名でございましたので、超過勤務、イベント等の取り扱い、現在は行政管財課が担当ということですが、私も昨年までその扱いを担当しておりましたので、私の知っている部分をお答えしたいと思います。</p> <p>超過勤務と代休、振替休等の扱いについてということですが、基本的に、振替休日、代休については、いわゆる勤務を要しない日、土曜日、日曜日は振り替えができると。それから、祝日等の勤務を要する日だけでも、休みに当たる日は代休ということで可能だということになっております。</p> <p>それで、実際にそれらをやる際には、もちろん時間外で対応するということが可能なことではあるとは思いますが、例えば、今ご指摘のあったような、住民の皆さん方も参加するようなイベントについて、例えば、職員は時間外手当をもらって、休日勤務手当をもらって勤務して、片や住民の方々はボランティアということになりますと、やはりいろいろと、それは全然そういうふうな扱いをしても給与条例上は問題はないわけでございますけれども、そのあたりのことを考えれば、どちらも選べるということになりますと、代休、振替休等の扱いがいいのではないかとということで、これまでも運用されてきたというふうに認識しております。</p> <p>以上です。</p> <p>答弁漏れないですか。</p>

<p>質疑</p>	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>理由からすれば、早目に対応するというふうなことですけれども、私は災害復旧の場合は、ほとんど一般財源を投入しなくても対応ができるのではないかというふうに感じておりましたけれども、実際にその対象になる事業も金も自前だけでやるというふうな、片方では、今言ったように超過勤務とかそういうふうなのは代休とかそういうふうなのにしていく。事務手順からいっても、私はちょっとおかしいのではないかと。</p> <p>財源がある部分を使って対応して、事務処理を簡単に済ませようとしている気がしますよ。もっと、いろいろな形で収入を得るというふうな意識が欠けているのではないですか。</p> <p>それと、イベントについて、町民が参加するからというふうなのだったら、職員じゃなくて、その組織の中の一員としてボランティアとして参加させれば、職員の強要をしないでやればいいんじゃないですか。ほとんど全職員がそういうふうな形で従事させるということは、災害だって、今説明したように、人数が86人、管理職13人、そういうふうな形で対応しているわけでしょう。一貫性がないんじゃないですか。</p> <p>代休がたまって消化できない人もいますよ。そういうふうな実態をわかっていますか。年休だってほとんど消化していない人もいます。本当にこれで職員の福利厚生とかそういうふうなことからいっても問題じゃないですか。監督署だったら指摘されますよ、こういうのは。この考え方をもう1回確認しておきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  副町長 (西館芳信君)</p>	<p>副町長。</p> <p>確かに、イベントの運営と職員をどういうふうにしてそれに携わせるかということについては、いろいろな問題があるというふうに捉えております。</p> <p>特に、この超過勤務等をどういうふうにして代休と調和させて進めるかということについても同じでございます。</p> <p>その実態を、代休をとっていない実態をわかっているのかというふうなことでございますが、これにつきましては、承知してお</p>

		<p>ります。なかなか代休がとりたくてもとれないでいる現状をわかっておりまして、町長も「休め、休め」というふうに言っております。</p> <p>ただ、この「休め」というのが、果たして本当にその実情を100%捉えているのかということについても、その言葉が軽過ぎるのかなというふうな、自分ながらそういうふうに言いながら思います。それはなぜかという、ふだんの仕事もまたたくさんたまっているからだというふうなことで、その辺の兼ね合いがなかなか難しいなというふうに思っております。</p> <p>いずれにしても、その辺のところはもっと実情を捉えて、1人でも納得できるような代休のとらせ方あるいは超過勤務の手当の与え方というふうなことをしていかなければならないというふうに思っているところです。</p> <p>以上です。</p>
質疑	佐々木議長	<p>ほかにございませんか。</p>
	12番	
	(柏崎利信君)	<p>先ほどの質疑の中において、災害復旧の補助対象は60万円以上の査定があれば対象になるようなお話でございましたけれども、緊急を要するというふうなことで、すぐさま対応すれば、査定が行われないということの意味なのか、工事をする際には現場の写真等もとるわけですけれども、一時的に町のほうで金を持ち出しをして修復をし、そのことが後日、これこれかかったというふうな内容がきちっと証明できるものであれば、査定の対象にさせていただき、補助をいただけるものなのか。そのあたりのやりとりというのか、そういうことはどのようになっているのか。私は、もらえるべきものがあればもらえるように申請をすべきだし、もう自分のほうでもって支出をしてしまったから、町が出したから、今さらもらうまでもないというふうなことで、そのまま放っておくものなのか。それはどうなっているのでしょうか。</p>
	佐々木議長	<p>答弁を求めます。</p>
		<p>地域整備課長。</p>

答弁	地域整備課長 (倉館広美君)	<p>災害については、災害が起きた現状を査定官に見ていただくと。その間、災害が起きてから査定官が来るまでの間、どういう工法でどういうふうに直すかというのを、まず測量設計して、町でこれこれ金額かかりますよと、それで申請して、その設計書のとおりで適切な工事であるかどうかというのを査定官に判断していただいて、査定額が決定いたします。</p> <p>ですので、現状をそのまま保全しておかなければいけないということで、緊急性のあるものについては、すぐ町のほうで対応したということです。</p> <p>後日、また、写真で判定していただけるのかというご質問でしたけれども、そういうのはございません。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p>	<p>12番。</p> <p>そうすれば、緊急性を伴うものについて、国なり県が補助を実施するとか、そういったことはなきに等しいということですね。査定官が来るまで黙って放置をし、災害の起きたまま放置をしておく。非常に困るわけですがけれども、一日も早い復旧が望まれる中において、そのようなものを、いつ来るかわからない、急いで来るんでしょうけれども、それまで待てないというものであれば、その補助をしますなんていうのは口ばかりで、何の当てにもならないということですね。一応そういうふうに認識しました。</p> <p>答弁は結構です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第1表についての質疑を終わります。 次に、給与費明細書についての質疑を受けます。 質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。 以上で、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。 討論はありませんか。</p>



当局の説明	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから報告第19号について採決をいたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第3、報告第20号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、平成25年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	地域整備課長 (倉館広美君)	<p>議案書の8ページから11ページになります。</p> <p>報告第20号についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、台風18号による災害対策に係る経費を、去る9月16日をもって専決処分を行ったものであり、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ66万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,095万3,000円としたものであります。</p> <p>その主な内容は、歳出では、被害を受けた下水道施設の災害復旧費を追加したものであり、歳入では、一般会計からの繰入金を増額したものであります。</p> <p>以上で終わります。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。これから質疑を受けます。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款についての質疑を受けます。</p> <p>10ページから12ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第1表についての質疑を終わります。</p>	

<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>以上で、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから報告第20号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第4、報告第21号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、平成25年度おいらせ町一般会計補正予算(第4号)について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>報告第21号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の12ページから15ページをお開きください。</p> <p>本件は、去る10月16日、当町に接近した台風26号の災害対策業務として、一般会計において、事前準備を含めた所要の経費を追加補正し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、10月15日付で専決処分したものであります。</p> <p>その内容は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ173万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ100億3,878万9,000円としたものであります。</p> <p>それでは、別冊の一般会計・特別会計補正予算に関する説明書(平成25年10月15日専決)の4ページをお開きください。</p> <p>初めに、歳出についてご説明申し上げます。</p> <p>8款土木費3項3目公共下水道費では、災害復旧業務委託経費のため、公共下水道事業特別会計繰出金53万7,000円を追加計上いたしました。</p> <p>9款消防費1項3目災害対策費では、雨水排水処理委託のため、委託料119万5,000円を追加計上いたしました。</p>

		<p>次に、歳入についてご説明申し上げます。</p> <p>3ページに戻ってください。</p> <p>18款繰入金2項1目財政調整基金繰入金では、財政調整基金を取り崩して、財政調整基金繰入金173万2,000円を追加計上いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款についての質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>私は、今、専決処分で配付されている予算説明書の表紙のところですけども、日にちが入っているからわかるようなものですけども、この平成25年度一般会計・特別会計補正予算と書いていますけれども、この一般会計のところ、例えば、「補正(第3号)」とか、「特別会計(第2号)」とかというふうな部分を入れてもらわないと、非常に順番がわかりにくいんですよ。</p> <p>議案のほうのタイトルはそういうふうに書いているんですけども、この部分もちゃんとそういうふうな形で整合性を持たせてつくってほしい。そうでなければ、どっちが先だったんだか、なかなか確認もできないし、検討してもらえますか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>議員おっしゃるとおり、見て一目瞭然わかるようなものにしたと思いますので、一般的な補正予算の括弧でもっての第何号というのをこれに記したいというふうに思います。</p> <p>ほかにご覧いただけますか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第1表についての質疑を終わります。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>以上で、本件についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから報告第21号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第5、報告第22号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、平成25年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>
	<p>地域整備課長 (倉館広美君)</p>	<p>報告第22号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の16ページから19ページとなります。</p> <p>本件は、台風26号による災害対策にかかる経費を、去る10月15日をもって専決処分を行ったものであり、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ53万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,149万円としたものであります。</p> <p>その主な内容は、歳出では、被害を受けた下水道施設の災害復旧費を追加したものであり、歳入では、一般会計からの繰入金を増額したものであります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>佐々木議長</p>	<p>説明が終わりました。これから質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全款についての質疑を受けます。</p> <p>7から8ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p>	

当局の説明	(議員席)	**なしの声**
	佐々木議長	なしと認め、第1表についての質疑を終わります。
	佐々木議長	以上で、本件についての質疑を終わります。
	佐々木議長	これから討論を行います。
	佐々木議長	討論はありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。
	佐々木議長	これから報告第22号について採決いたします。
	佐々木議長	本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
佐々木議長	異議なしと認めます。	
佐々木議長	よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。	
佐々木議長	日程第6、議案第73号、おいらせ町地域の元気再生定住促進条例の制定についてを議題といたします。	
佐々木議長	当局の説明を求めます。	
佐々木議長	企画財政課長。	
企画財政課長 (小向仁生君)	議案第73号につきましてご説明申し上げます。 議案書の20ページをお開きください。 本案は、本町内において小学校児童数が著しく減少し、かつ高齢化が進行する地域に住宅を新築し、もしくは購入または戸建て住宅を賃借することにより定住する子育て世帯等に対し、地域の元気再生定住促進助成金を交付することにより、児童数及び人口の減少を抑止するとともに、本町の均衡ある発展を図り、もって豊かで活力に満ちた地域づくりを推進するため、提案するものであります。 なお、条例案の内容は、先般11月11日に議員全員協議会を開いていただきご説明したものと同じく、変わっておりません。 それでは、21ページをごらんください。 第1条、目的は、ただいま申しましたので割愛いたします。 第2条、定義は、8つのそれぞれの用語の意義を定めております。 (1) 定住とは、住民基本台帳に記録され、生活の根拠とすることをいいます。	

	<p>(2) 戸建て住宅とは、一戸建て住宅で、現に人が使用していない建物をいいます。</p> <p>(3) 転入世帯とは、本町に転入して1年未満で、以前に3年以上町内に居住していた世帯をいいます。</p> <p>(4) 転居世帯とは、2つの地域内の本町外に1年以上居住している世帯をいいます。</p> <p>(5) 若者世帯とは、夫婦いずれも40歳未満である世帯をいいます。</p> <p>(6) 子育て世帯とは、中学生以下の子供を扶養するまたは妊婦がいる世帯をいいます。</p> <p>(7) 基準日とは、この条例の施行日の日をいいます。</p> <p>第3条、助成対象地域は、甲洋小学校及び下田小学校の通学区域内としております。</p> <p>第4条、助成対象者は、(1) 2つの地域内に定住した若者世帯、子育て世帯とします。</p> <p>(2) 10年以上定住する世帯とします。</p> <p>(3) 地域の活性化の推進に協力する意思を有する世帯とします。</p> <p>(4) 世帯の全員に滞納がない世帯といたします。</p> <p>第5条、助成金の種類及び額等は、25ページになりますが、別表第1のとおり、基本助成として、新築150万円、中古住宅購入100万円、戸建て住宅の賃借合計36万円、加算助成として、中学生以下の子供1人当たり20万円を加算します。</p> <p>23ページに戻ってください。</p> <p>第6条、助成金の申請は、規則に委任しております。</p> <p>第7条、助成金の返還は、助成金を受けた者が、(1) 10年未満で売却・譲渡・貸与した場合。</p> <p>(2) 10年未満で生活の根拠を地域外に移したとき。</p> <p>(3) 提出した書類に偽り・不正があった場合。</p> <p>(4) 以上3つ以外に町長が必要と認める事由があったときは、25ページの下段の表です。別表第2のと通りの期間に応じて返還してもらうものであります。</p> <p>また、戻っていただいて、第8条、報告及び実地調査は、必要があれば報告や書類の提出を求め、担当者に実地調査を行わせることができるものとしています。また、求められたときは速やか</p>
--	---

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>に応じなければならないとしております。</p> <p>第9条、委任は、この条例に定めのないものは規則で定めるとしてしております。</p> <p>附則では、平成26年4月1日から施行します。</p> <p>また、平成31年3月31日で効力を失うものとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>12番、柏崎利信議員。</p> <p>10年間当町に定住しなければこの補助金は返還をしなければならないということになっておりますが、大抵の方は、ローンを組んだり何かして、早い話が屋敷が担保に入ってしまったという。やむを得ずして転居するとか何とかというときに、もう使ったお金を返しなさいといっても何もないというのが世の常だと思います。町の税金も、今までいつも取りっぱぐれしているのは全てほかの金融機関とか、そういうものに押さえられているから、税金に回る部分が発生してこないんですよ。</p> <p>だから、そのあたり、間違いなく返してもらうためには、どのような手段を考えていらっしゃるのか。連帯保証人を徴すとか、じゃ連帯保証人を徴する場合は、範囲はどの程度、人数は何名とか、それから、この制度を利用するに当たり、誰でも該当すれば補助金を申請していただけるわけでございますが、中には高額な所得でもって悠々自適の生活をしている方がこの制度を利用して当町に来る場合もあるでしょう。そのような方に、住宅の補助も出し、子育ての補助も出しというふうなことになるか、ねないというようなことも考えられます。ですから、所得制限とか、そういった当然所得証明書なんかも出してもらうことになるんですが、ただ、第7条の(3)に「助成金の交付を受けた者が提出した書類」と、こうあるんですが、いかなる書類を提出すればこれはクリアするものなのか、全く何も記載されていません。</p>
----	-------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>そして、同じ7条の(4)に「前3号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき」と、こうなっているんですが、どのようなことが考えられるのか。</p> <p>そして、あと私が危惧しているのは、こういうふうな制度をほかの自治体も次から次へと打ち出してきて、金額の差異こそありますが、早い話が、人の奪い合いになっているのではないかと。若い世代の奪い合い。もう日本は人口減少社会に突入しています。このような補助金を出すからうちの町に来てくださいとか、うちの市に来てくださいとか、果たしてそういったことが全うなやり方でしょうか。</p> <p>誰しものが住んでみたい町、あそこは教育設備も充実している。インフラもきちっとしていると、便利だし、それから子育て世帯の補助金等も手厚いとか、医療制度に対しても非常に手厚くいろいろな制度があると。おのずとそういうところを人は選びたいと思います。ただ、来たいけれども、おいらせ町で勤めるところがないとか、そういうことで、今の職場は今のところが近いからというふうなことで二の足を踏んでいる人もいるかもしれません。</p> <p>ただ、ずっと将来的にああいう町で子供を育てたいとか、そういうことにお金を使うのが本筋かと思うんですが、そのあたりについてのお考えはまたいかがなものなのかと。</p> <p>余り長くしゃべると議長に注意されますので、今はこのぐらいでやめておきますので、よろしくお願ひします。</p>
	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>5点あったかと思いますがけれども、まず初めに、保証人の関係であります。何親等までというふうな誰でもいいのかと。何親等というふうなことでの区切りはないのかというふうなご質問だったかと思いますがけれども、これについては、誰でも保証人になれるというふうなことで、何親等までの親族ですとかというふうなのは規定しておりません。(「保証人じゃなく、保証人と連帯保証人は違うんだから。連帯保証人をどうするのか」の声あり) 連帯保証人です。</p>



	<p>それと、次、連帯保証人ですけれども、1名を想定しております。</p> <p>それから、所得に関係なく誰でも使えるものなのかというふうなことなんですけれども、これは誰にでも使えるようにしております。</p> <p>それから、4つ目、町長の相当と認める事由というのは、具体的に今想定はしておりません。ただ、この3つの中でそれ以外にいろんなケースが出てくるかと思われまので、それに対応するための措置として1項を設けているというふうなことであります。</p> <p>それから、5つ目、若い世代の奪い合いになるのではないかと いうふうなことなんですけれども、確かに、日本全体から見れば、 そのような結果にはなるかと思えますけれども、ただ、町としても それだけの魅力を発信して、ここに住んでもらいたいというふう な思いがあります。そういう意味では、人の奪い合いというこ とではなくて、ここに定住をさせる施策というふうなことで考え ていただきたいなというふうに思っております。</p> <p>このまま何も手を打たないで黙っておりますと、どこの町村と も同じような形で人口の減少というようなのがやってくるとい うふうに考えております。そういう意味では、おいらせ町は、他 の町村に負けない戦略的な、これ以外のことも含めまして、戦略 的なことを展開して行って、住民が住んでよかったと思えるよう なまちづくりをしていかなければならないと、そのための戦略の 1つでもあるというふうに思っていたらばというふうに思 います。</p> <p>以上で終わります。</p> <p>答弁漏れがございました。</p> <p>提出書類なんですけれども、これについては規則でうたってお りますとおり、16種類の提出書類を求めています。</p> <p>まず、住民票の写しから始まって、土地の登記の証明書等々、 それから、工事現場の写真、それから完成写真というふうなこと、 そして最後には定住の誓約書、それからあとは先ほど言いました 連帯保証人というふうな形のを全てとる、それが16項目あ るというふうなことであります。</p>
--	--

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>12番。</p> <p>ただいまの答弁ですと、所得制限等は考えていないということで、裕福でお金持ちの方がどんどん来てくればそれに越したことはないんですが、昨日の町長の答弁ですと、やはり弱い方、不便を感じている方とか、そういう方々を助けるのが政治的な政策であろうというふうなことはおっしゃっていましたが、その辺のところ、何ら制限がないというのはいかがなものかなと。ですから、ほかの自治体もおいらせ町さんが150万円出すそうだと。それなら我がほうも条例を改定して200万円にしなければまずいでないとか、そういう話がどんどん加熱しかねないような感じもして心配はしているんですけども、日ごろから、やはり住宅環境とか、子育て環境とか、教育環境、そういう環境の整備とか、それから医療とか介護とか福祉とか、そういうものもトータル的に整備をしていき、やはり、成熟した町というものを目指すべきではないのかなと思います。</p> <p>昨日の町長の答弁で、本会議で決すれば、全員協議会での議論とか、常任委員会での議論というものは、そう深く議論しなくてもいいのではないかと。最終的には議会が決めればいいんだというふうな答弁を聞いたときに、何かどこかの国会を見ているような気がしてしょうがなかったんですが、多くの疑問が出ているというのは、やはり議論が足りないのではないかと。拙速してこれを今この時期に決めなければおいらせ町には人がどこからも来ないと、出ていく一方だと、そういう状況下にもないわけです。ここ来年、再来年に、下田小学校とか甲洋小学校が複式学級になるとか、そういうようなこともないわけです。もうゼロ歳児からの出生者がわかっているわけですから、いついかなる時点でこのような学級の人数の構成になるとかというのもわかっています。むしろ、子供が少なかったら、それを逆手にとって、秋田県みたいに学力日本一を目指し、1学級少人数とか、そういうふうなことも考えてみるのもいかがなものかなと。私は大いに考える必要があるのではないかと、そんな気がします。</p> <p>ですから、まず議論が尽くせていないとか、そういうことを非常に感ずるものですから、町長、本当にこうしてたくさん質問が出るわけですけども、十二分に説明責任を果たし、本定例会</p>
-----------	-------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>で決することが妥当なのかどうかと、いま一度お伺いいたしたい。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p>
	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>柏崎議員の質問にお答えします。</p> <p>まずもって、他の町村と競争して奪い合うような、金額をただ高くすればいいのかというお話であります。</p> <p>しかしながら、そういうことも考えながら、特に地域、町内で子供あるいは人が減っている地区ということで甲洋小学校区あるいは下田小学校区を地域指定してやってみようという考えのもとに提案しております。</p> <p>そしてまた、常任委員会あるいは全員協議会を開かなくてもいいのではないのかなという話がありましたけれども、それは違って、常任委員会にも説明しあるいは全員協議会にも説明をし、そして不備があればそこを訂正しようということでありました。</p> <p>そしてまた、ご意見を聞きましたら、別な政策でそれは対応できる部分が多々あるもので、それではその部分にご指摘のあった部分に関しましては、きのうの一般質問でも答弁したように、例えば、子育て対策あるいは地域振興の対策で対応できるのではないのかなということでありまして、全員協議会で説明した文言で対応して、今定例会に提案したわけであります。</p> <p>そしてまた、私が確実に覚えていることは、柏崎議員がソーラー発電パネルを設置したときに提案したことを私も「ああ、いいことだな」と取り入れた部分は、他の町村よりも金額的に上回るようにして魅力ある施策として打ち出した「どうですか」という提案があつてやったわけですね。ですから、今もそういうことも含めて、他の町村より少しでも金額を張って、もしなかなか任せておくと北部地区あるいは木ノ下小学校学区だけ人口がふえるというようなことが起きているもので、そういう部分を含めて、少し魅力ある対策として、よそよりも50万円ほど大きい金額になりますけれども、やったらどうかなということで、今提案しているわけでありまして、そんな奪い合いとか、そういう思いは全くなかったもので、果たしてこれを対応しても、果たして人口がし</p>

		<p>からば我々が考えているようにふえてくれるかあるいは条例案の中でまだ不備があるとすれば、規則その他改正をして、条例をつくったから何が何でも変えないというわけではなくて、すぐこういう考えていなかった事例が出てきました、想定していなかった部分が出ましたというのであれば、条例の改正であればまた議会に提案しますし、また規則だけで改定できることであれば、内部で検討して改正しながら、時代に合う条例にしていきたいと思っておりますので、ただ、高くすればいい、奪い合いになるということまでは想定していませんので、もしそういうふうになるのであれば、逆にありがたいし、5年の期限付ですので、そこで打ち切ってもいいし、またよそがそれに負けないぐらいの対応をしてくれば我々は負けてしまう場合もあるだろうし、まず条例を制定して、その人口の減っているところを何とか少しでもふやしたいなという思いの条例ですので、できればご協力して賛同していただければありがたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>12番。</p> <p>私は別に常任委員会とか全協にかけないでというふうなことではなくて、そこでの議論が足りないのではないかというようなことを申し上げました。</p> <p>また、そこでのさまざまな議論の中から、別な政策で対応できるというふうなものがあるというのであれば、それも提案理由の中に含めたいかがでしょうか。</p> <p>それと、きのうもちらつと言いましたが、ソーラーの件は特別区域を決めているのではなくて、おいらせ町全体が対象でございますので、今の件とはかなり趣が違うと思います。</p> <p>担当課長、別な政策で対応できるというのであれば、さまざまな意見が議員の方から出ていますけれども、そのようなことはこれこれの政策でもって対応できるとか、具体的な説明というものがなされて当然と思いますが、いかがお考えでしょうか。</p>
	佐々木議長	企画財政課長。

<p>答弁</p>	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>具体的なその事業とか政策とかいうようなものなんですけれども、現在、特にこれといったものは考えていないところであります。</p> <p>ただ、考えていないといいましても、今後、子育てに関しても定住に関しても、当然、雇用に関してもというふうなことで、全部トータル的に考えた場合に、その今現在、助成金を支給しようとする2つの地域に関しては、特に次年度、町民の、地区住民の意見を十分聞くというふうなことでもって企画課のほうではそちらのほうに行って、特にこの定住に関しての住民懇談会を開いて、そして、そこで何が足りないのか、ここに住み続けたいためには何が必要なのかというようなことを住民から話を聞く。それはもちろん町全体と取ってみれば、アンケート調査等々もあるでしょうけれども、そういう意味で、この2地区に特化していえば、住民懇談会をこれは特別に設けたいなど。そこで出された意見等々を反映すべく、別な施策を考えていきたいというふうに考えております。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まずもって別な施策を考えているということは、さきのたしか全員協議会で吉村議員、そして平野議員からもお話があった、たしか平野議員だったと思うんですけども、2人目まではあれだけれども、3人目、4人目、5人目、子供を産んで育てることに対しては、これに加算してもっと大きくしたらどうですかという提案がありました。そういうことは、今のこの住宅加算案の1人20万円でいって、そのほかに例えば、4人目、5人目あるいはそれ以上の子供が生まれた、あるいは持っている方には、もっと上乘せするというのは、やはり子育て対策として考えてもいいのかなという思いで発言しましたので、5人あるから20万円の、例えば、掛ける5人で100万円で、100万円上乘せするんですけども、新たな提案として3人目、4人目はもっと30万円、40万円とか50万円にしてもいいのではないかなという、例えばの例として提案されたことで、そういうことに関しましては、別な政策で考えなければならないなということで、先ほど答弁し</p>

質疑	佐々木議長	<p>たわけです。</p> <p>以上です。（「休憩」の声あり）</p> <p>本案は質疑中でございますけれども、15分まで暫時休憩いたします。</p>
	佐々木議長	<p style="text-align: right;">（休憩 午前11時05分）</p> <p>休憩を取り消し、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">（再開 午前11時16分）</p>
	佐々木議長	5番、日野口和子議員。
	5番 (日野口和子君)	<p>先ほど、12番、柏崎議員がおっしゃっていた第7条の件も、疑問点があったものだから、私も質問しようと思っていましたけれども、課長が適切な説明、答弁をしていただきましたので、割愛させていただきます。</p> <p>私から質問したいのは、21ページの(5)のことで、若者世帯、申請時において夫婦いずれも40歳未満である世帯ということで、限定されていることが気になりました。なぜかという、私もこの施策はとても賛成しています。過疎化対策にもいいと思って。ですから、うちの町内にも外人ハウスに入っている子供が3人いる方もいるので、いい人もいます、いろいろとね。若い世帯に、あそこに行ったほうがいいよ、助成金もこれぐらい出ますよ、こっちに行った方がいいよ、助成金これぐらい出るよということで説明しているんだけど、その方、旦那さんが来年になると42歳、奥さんが28歳、子供さん小学校3年と小学校1年と4歳の子供がいるんだけどね。ここでもって、今40歳未満ということで限定されているものだから、勧めようにも勧められなくて、そのところをどのように考えていますでしょうか。</p>
答弁	佐々木議長	企画財政課長。
	企画財政課長 (小向仁生君)	<p>お答えいたします。</p> <p>21ページの定義の中の第2条なんですけれども、(5)に若者世帯とあります。議員おっしゃるとおり、いずれも40歳未満ということでの定義として若者世帯があります。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>1 番 (高坂隆雄君)</p>	<p>ただ、今のケースからいきますと、旦那さんが40歳以上で奥さんが40歳未満ということであれば、そこに子供が2人、3人ということであれば、子育て世帯、次の(6)の子育て世帯に該当しまして、そこで、中学生までの子供が20万円の加算をされるし、これの定住の新築であれば150万円というふうなことに該当すると。</p> <p>ですから、若者世帯と子育て世帯がちょっと分かれて載せております。若者世帯というのは、要するに子供がいなくても40歳未満であれば若者世帯に該当しますよと。子供がいる場合は、若者、40歳未満でなくても子育て世帯のほうで救って該当にしますよというふうなことであります。</p> <p>1 番、高坂隆雄議員。</p> <p>きのうは、このことについて一般質問して、るる質問してお答えもいただきましたが、まだそれでも理解に苦しむところがあります。</p> <p>数点お尋ねしますが、まず、先ほど、最後に課長が答弁した中でこの条例が可決承認された後に、地域住民との懇談会を設けて意見を徴し、それを施策に反映させていくというような中で、対象地区2カ所における懇談会開催というような言い方だったと思いますので、その確認をまずしたいと思います。</p> <p>要するに、全町に対してこの定住促進事業についての懇談会ではなくて、2地区のみの懇談会なのかということを確認したいと思います。</p> <p>それから、第4条であります、ここで助成金の交付対象者、助成対象者、これは下の4号、前号に該当する方、そして代表する者ということになっていますが、この代表する者というのは、世帯主なのか、または世帯主じゃなくても代表者ということなのか、お尋ねします。</p> <p>それから、(3)の地域の活性化の推進に協力する意思を有する世帯というのは、別においらせ町地域の元気再生定住促進条例施行規則、施行規則(案)の中には、第5条(15)で町内会加入証明書を添付しなさいというのがありますので、要するに、町内会に加入して、その証明書を提出しなければならないのかどう</p>
-----------	-------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>か確認をします。</p> <p>次に、3点目であります、昨日は一般質問の最後のほうで3つの例を具体的に質問しました。回答をまだいただけていないので、その回答をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず1点目、住民との懇談会、先ほど、私言いましたけれども、これについては、定住促進、この条例に関してだけでいいますところの2カ所ということでもあります。</p> <p>ただ、その後段にも多分私言ったと思いますけれども、それ以外でも、先ほど言いました子育てとか、さまざまな関係、これ以外でやっていかなければならない、これに類似したものとしてあるものは全町5つの学区でもって懇談会を実施したいということでもあります。</p> <p>それから、第4条の世帯主がイコール代表者なのかということでもありますけれども、この場合は、世帯主でなくても、どなたか1人が代表として届けを出して申請していただければ、その方を代表者として認めたいというふうに思っております。</p> <p>それから、3つ目、町内会に加入というのが規則のほうであると。それと、条例の地域の活性化の推進に協力する意思を有する世帯というふうなことで、この関連はどうなのかというふうなことなんですけれども、これに関しては、規則のこの町内会の加入証明書、これは外したいというふうに思います。あくまでも、町内会は任意の団体でありますので、町がそこに入りなさいというふうに強制的に勧めることはできない関係上、あくまでも任意でもってというふうなことでもあります。</p> <p>そういう意味で、この条例のほうの地域の活性化の推進に協力する意思を有する世帯というふうなことに、大きい括りでとどめたいなというふうに思っています。</p> <p>ただ、それをじゃ具体的にどうなのかといわれますと、具体的には町内会になるかというふうに想定をして今のところは進め</p>



<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>1 番 (高坂隆雄君)</p>	<p>ているところであります。</p> <p>それから、きのう一般質問で出されました3つの事例ですけれども、そのことに関しては、当然それは該当になるというふうなことで解釈いたしました。</p> <p>以上です。</p> <p>1 番。</p> <p>では再質問ですが、きのうの3例をもうちょっと深く進めますと、こういったことも考えられると思うんです。</p> <p>きのうの例のごとく、同様の若者世帯が、現在、助成金対象区に住んでいて、この制度が始まってから他の小学校区内に賃貸のアパートへ一度転居して、そこで1年以上居住して、実家の土地の一部を父親から土地を1,000万円で購入して、新築術あくを500万円で取得して転居する場合も、やはり、子供3人いると210万円の助成金交付になると思うんです。</p> <p>この条例のとおりで、きのうの3例、そして今言ったように、きのうは土地500万円、家が1,000万円でしたが、今言っているのは、土地1,000万円、住宅500万円。これでも額は一緒ですから、該当にはなると思うんです。</p> <p>悪質かどうかはわかりませんが、何かこう助成金を目当てにする人がないとは限らないわけですから、多少、やはり不備があるのかなという感じがします。</p> <p>きのうも例として挙げてある六戸町は、土地や外構工事等は対象にしていません。住宅のみであります。それも、全町全域にして50万円、若者世帯加算が10万円、合わせて60万円ということです。</p> <p>うちの制度は非常に高いということでありまして、対象となるものも非常に広いということになります。</p> <p>まずこれが1つですね、質問。1,000万円の土地を買って500万円の建物でも該当になる、210万円の支給になるというのを、そのとおりなのかどうかの質問が1つ。</p> <p>もう1つが、きのう答弁の中で、十和田は新築100万円、七戸100万円、弘前は中古で50万円というお話がありました。</p> <p>これは、地域限定なのか、全市対象なのか。その辺をお尋ねし</p>
-----------	-------------------------------------	--

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>ます。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、1点目の1,000万円の土地、500万円の建物、これについても同様に助成の対象になります。</p> <p>それから、2点目の地区限定、よその町村の地区限定なのかどうかということなんですけれども、たしか十和田市は中心街、ここを限定して100万円と。あとについては、全町に対しての100万円、50万円という金額というふうに記憶しております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1番。</p> <p>最後になりますが、非常に聞きにくい質問ではありますが、町長の地元の方からの情報なんですけど、町長の息子さんも近々住宅を建てるやにお聞きしていますが、この5年間の間に建設する、または購入する予定があるのかどうかをお尋ねします。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>親子といえども余り会話がないんです。今、十和田のほうに住んでいますし、ただ、地区の人から土地を物色して、ある程度農業委員会のほうに申請はしたようです。しかしまだ許可がおりていないのではないのかなと、そういうところまでしかわかりません。</p> <p>ですから、私とすれば、息子1人、子供1人しかないので、できれば私と一緒に住んでくれれば大変ありがたいし、墓まぶりができたなと思っておりますけれども、小さいときから後継ぎはしてほしいなという思いでしたので、就職も地元にしてくれたし、また、そういう部分で気を遣っているから、私のために地元に戻ってくれるということは大変ありがたいけれども、今の制度を私のためにあたかもやったような質問をされるのは、ちょっと人間</p>

		<p>としていかがかなと。私であれば絶対しないような質問をしても  らったんですね。</p> <p>ただ、少しは残念な部分もありますけれども、それはそれとして、  権利として質問したのであれば、今言ったのが正しい答えかな  と思っておりますし、下田小学校に春に入れればいいなと思っ  ております。</p> <p>また、高坂議員が疑義の目で見れば、この制度は使わせません  ので、ご了承ください。</p> <p>9 番、吉村敏文議員。</p> <p>1 点になろうかと思いますが、さきの全員協議会の中で、私は  ようやく定住促進の条例が出てきたなということで、非常に感慨  深かったわけなんです、その中で1つ、今現在定住している方、  親とまたちょっと分家をしたいんだというふうな部分に関して  は対象外なのかというふうなことを質問させていただきました。</p> <p>まずその辺のところはどうなっているかということと、子育て、  「小学校児童数が著しく減少し」と、提案理由の中にあるわ  けですが、教育環境を考えたときに、さきの9月の一般質問でも  いたしましたけれども、これは教育委員会の所管だということ  でございますけれども、プールに関しまして質問をいたしました。</p> <p>子育て、子供がふえてくる。そうすると、私は前に申しました  ように、海での事故、そういうふうなものもまた、昔あったよう  にそれも想定されます。</p> <p>そうしたときに、やはり、これはよりそういうふうな形のいい  方向に持っていくわけですから、また昔のようなそういうふうな  マイナスの条件が、これを廃止することによってまた出てくるの  ではないかなというふうに私は危惧するわけですが、その辺のと  ころはどのようにお考えなのか、総合的に考えたときには、これ  は教育委員会の部署というふうな話にはならないと思いますの  で、その辺のところの見解をよろしく願います。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p>
質疑	佐々木議長  9 番 (吉村敏文君)	
答弁	佐々木議長  企画財政課長	

<p>答弁</p>	<p>(小向仁生君)</p>	<p>先般の全協の中で、吉村議員が質問されたことに関して、その後、内部でも話し合いを持ちました。そのケースを加えるかどうか。要するに、今現在、2対象区に住んでいる人が、その親の土地をもらうなり、またそこに土地を求めて家を建てるといった場合に、それが該当になるのかどうかというふうなことの議論なんです。それをやっけてしまいますと、現在、よその地区に住んでいる方々に対しても、対してもというか、その方々から逆に不満が出るのではないかと。</p> <p>要するに、この施策はその2地区に人を呼び込もうとする施策なのに、そこに住んでいる人に助成金を出すということになると、その2地区だけが手厚く感じられて、私、実は3地区に住んでいるんですけども、そこに家を建てた場合には何の補助もないんですかというふうになった場合に、それは不公平だろうというふうな、そういう声上がる可能性がある。それは、やはりこの条例の中では取り扱わないで、別な施策として、その定住というふうなもので考えていかなければならないのかなど。要するに、町全体を見たときの家を建てる人たちに対しての何かしろの補助的なものが考えられるとすれば、そういう意味合いで考えていかなければならないのかなというふうなことを考えて、2地区だけの限定の、その住む、そこに家を建てるというふうに関しては、それはこの施策には人を呼び込む、定住させるという施策にはなじまないだろうというふうなことで、今回、この条例には盛り込まなかったという経過があります。</p> <p>以上です。</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (西館芳信君)</p>	<p>副町長。</p> <p>ただいまの担当課長のほうから答弁ありましたが、吉村議員おっしゃる分家等云々ということについて、今までの話し合いの中で2つありました。これについては、十分に貴重な意見だというふうに認識しております。</p> <p>また、私がこの前直接プールのことについては、これとは直接は関係しないだろうし、教育委員会のほうの答弁があった等でないのかなというふうなことが、恐らく吉村議員もいま一度ここでというふうな気持ちになったかと思いますが、総合的な面から考</p>

		<p>えて、確かに定住につながるのだというふうに思います。</p> <p>次年度から、地区の住民の意見を聞く機会を設けたり、町民がこの土地に住みたいと、転出したくないと思えるような方法を考えて、何とか進めていきたいとします。</p> <p>そして、一番大事なことは、私はやはり、きょうこの場で16人の議員の方々、いろいろな意見があった。中には話したくてもいろいろな事情の中で控えている方もいらっしゃる。ともかく16人中、いろいろな思いがあったということ、私たちは忘れてはならないと思いますし、また、半月ごと、1年ごと、そして5年の見直しの時期、廃止になるのかもそれはわからないけれども、そういう反応、反響については、本当に鋭敏に察知して、よりよいものにしていく努力は怠らないというふうな気持ちで臨むということをお約束いたしますので、ひとつよろしくお願いたします。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>9番 (吉村敏文君)</p>	<p>9番。</p> <p>今、総合的なもので判断してもらえということなので、その辺は了解いたしましたけれども、あと地区で懇談会を開催すると。それで、地元の人たちはどういうふうな意向なのかと、そういう中でまた吸い上げるということでございますので、そのときにはまた詳しいことは聞きたいと思っております。</p>
	佐々木議長	<p>いずれにしても、私、甲洋学区に住んでいる人間とすれば、議員になりましてから、初めてとも言ってもいいほど町のほうで甲洋学区に光を当ててくれたなというふうな思いでございます。</p> <p>これは、再三、いろいろな形で公共施設のことに关しまして、今まで言ってきたわけなんです、それとはまた公共施設ではなくて、こういうふうな制度の中で行おうとしているということでございますので、まずこれが第一歩だと思いますので、これから、まだ、今、副町長が言ったように、プールのことに关しまして、総合的なものでよりよいものにしてもらいたいというふうな思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p>

<p>質疑</p>	<p>3 番 (平野敏彦君)</p>	<p>私は、この条例の制定については反対するものではないんですけれども、ただ、4月施行するに当たって、非常に条件の把握、さまざまな部分で欠けている部分が多々あり過ぎる。まずは、私も甲洋学区に住んでいますけれども、現状がどういうふう把握されているのか。なぜ児童数が減員になっているのか。</p> <p>私は実際に聞いてみたら、一川目地区等は特に、悪臭があるというふうなこと、それから、春の砂が飛んで大変だというふうなこと、それから、この建築区域についても、この学区の中のここでないと建てられないと。</p> <p>じゃ学区内の土地の単価はどうなのか。そのいろんなものを調査もしていない。現状分析がされていないでこういうふうな条例制定にしているということについては、非常にいい取り組みはわかるんだけど、説明不足だし、理解をさせるにこれでいいのかというふうな感じを受けるわけです。</p> <p>ですから、学区内の現況把握、今、課長がこれからと言っていますけれども、条例ができてから地域住民の懇談会をやったって、5年間の時限立法ですよ。直していったりなんかしていったら期限は切れるんじゃないですか。こういう取り組みの甘さ、全く私は理解できない。もしこの制定をしても、施行期間を1年延ばしてやるとか、そういうふうな形に十二分にPR効果とか、趣旨が説明される場を、期間をちゃんと設けるべきだと私は思います。</p> <p>それと、今議論を聞いていますと、全然PRの方法もない。私は逆に、その学区の中にどういうふうな条件があるのか。例えば、保育所が3カ所各町内にあります。子育ての条件も整っています。それから、対象に面した砂浜のウォーキングもできますよとか、健康にかかわっていいウォーキングのコースもありますよとか、交通の便だって、三沢だって八戸の工業団地、そういうふうなところには非常にいいですよとか。いろいろな地域のそういうふうな予算を組み入れながらPRしようというふうなものが全然説明されていない。本当にこういうふうな提案をするについては、いささか準備不足だし、考え方が甘いと思います。</p> <p>それで、これからはやはり、私も聞いてみたら、帰ってきたいんだけど、まず働く場所がない。帰ってきても町内の企業に勤めても給与の格差があり過ぎる。東京でもらっているのがこっ</p>
-----------	------------------------	--

		<p>ちへ来れば半分になる。これで子供を育てられないというふうな声が聞こえていますよ。そういうふうなことをちゃんと把握した上で、じゃこのぐらいの条件、こういうふうなものを整備すれば、この条例が生きてくるのではないかというふうな部分というのが欠けているのではないかと。</p> <p>ですから、いろいろな意味で今、話が出ていますけれども、私は批判というか、そういうふうな討論をするということは期待の裏返しだと思うんです。これはうまく整備すればよくなるのではないかというふうな、私もそうですけれども、そのためにはいい意味でのそういうふうな提案するほうの側がもっとちゃんと条件整備をすべきだと。</p> <p>私は、だから言ったように、この地区内を見れば、人口を見ても、8歳、9歳以下が本当に少ないですよ。特に、その中でもこの2地区が少ないということですから、私はまず第一に、現在の住んでいる人方の第3子以上に対して、やはり助成をします。この前、町長が言っていますけれども、別枠で検討しようというふうなことです。それが、実際に支給すればその方々が「私はこうもらいましたよ」とそれが町外とか市外のほうにPRになるわけです。ロコミが一番私は宣伝効果があると思いますよ。そういうふうなものが出てくれば、じゃそのほかに入ってきて家を建てればこういうふうな条件で助成を受けられるんだと。子供たちの子育てについても、いろいろな意味でここは条件もいい、保育もできる。だから、吉村議員も言うように、学区内にプールがありますよとか、いろいろなコマーシャルができる材料をちゃんと整備すべきだと、私はそう思いますけれども、町長、どうですか。</p> <p>町長。</p> <p>前回の全員協議会でも同じような質問を受けまして、担当課とも相談しあるいは協議させております。その中におきましては、先ほども言いましたように、第3子以降は別な方法、政策で考えようということでもあります。</p> <p>また、このPRにつきましても、確かにいい提案だと思っております。しかしながら、事前にPRして条例が制定されなければ、これはまた大変な誤りになってしまうので、ぜひきょう制定して</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	

		<p>       くだされば、施行前であっても、あしたからでも明後日からも、宣伝に、PRに取り組んでいかなければならないと思っていますので、そういう大変前向きなご提言は真摯に受けとめて、担当課あるいは全課長が耳に入れたと思いますので、全庁で検討しながら取り組ませますので、よろしくお願ひしたいと思います。     </p> <p>       そしてまた、悪臭とか土の飛散に関しましても、昨年でしたか、一川目のある人から100万円ほど飛散防止のための何かの対策に使ってほしいということで、私も農協団体の集まり等ではこういう善意でお金をいただいたので、もしよろしければ春まで畑によく肥でもいいからあるいは境界線に一通りでもいいから何かこう、春成長をする越冬性の作物ですね。例えば、菜種でもいいし小麦でもいいし、そういうことによって少しでも飛散が自分の畑でおさまるのであればそういうこともとって、種は町で出しますということは提言しているんですけども、そんなに種を欲しいという方が来ていないような、来ているという報告は受けていませんから来ていないと思いますけれども、そういうことで、もう少し農家に対する啓蒙も進めていかなければならないし、この悪臭に関しては私はどこから出ている悪臭か、ちょっと認識が不足していますので、副町長初め担当課長に答弁させますので、よろしくお願ひします。     </p> <p>       副町長。     </p> <p>       今、町長が悪臭ということですが、私は悪臭ということにつきましては、あの辺には養豚場が何カ所かありまして、その養豚場が一番、それから、八戸の加工団地から来る臭いあるいは一川目のプロイラー跡から来るそういう悪臭なのかなというふうに思っております。     </p> <p>       ただ、今いずれにしましても、平野議員のおっしゃる、まず条件整備をしてからが妥当じゃないのかというふうなご意見、これにつきましては、私の頭をかすめたのは、よく嫁をもらう際に、自分の条件いろいろ、給料上がってから、家を整備してからということでもって嫁を迎え入れる体制を整える人たちが往々にして嫁を迎えることのチャンスを逃してしまうというふうなことと同じように、それはどっちが先かということには議論があるか     </p>
答弁	佐々木議長  副町長 (西館芳信君)	



<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>と思いますが、例えば、二川目1丁目の甲洋小学校跡から二の川までの家が13軒かそれぐらいしかないかと思いますが、その13軒の中で1人あるいは空き家という家がたしか7軒ぐらいあるはずです。</p> <p>そういうふうな状況を踏まえたら、とても今条件整備と、時間のいろいろかかる総合的な大局的な見地からやらなければならないことを進めているとまはないというふうに私も町長も思ったものですから、こういうふうな、皆さんからいえば唐突のかなというふうに思うのかもしれませんが、少なくとも、外に対してはまだまだだとおっしゃるかもしれませんが、中では何回も何回も熟議を繰り返した結果のものでございますので、ひとつよろしく願いいたします。</p> <p>3番。</p> <p>私が言っているのは、今言ったようにちゃんと事前に把握をして、この各条例規則に係る部分については、地区のほうに「こういうふうな考えはどうでしょうか」とかって聞くこともやぶさかではないと思いますよ、私は。やはり、町長が施策としてぜひこういうふうなものを提案するというふうなことです。別に条例にする前だからってそういうふうなのは私はいいいと思います。</p> <p>町長とほかのほうを見れば、市長を囲む会とか、町長と懇談する会とかあって、その中で、お互いに考え方を交換したりやっているわけです。必ずしもこれが通らなければできないというふうなことではないでしょう。方法を変えるとか、そういうふうなことができると思いますよ、私は。</p> <p>だから、いつもそうですけれども、切羽詰まった形で説明をする、そしてまた、期間がないから全協でも委員会でも提案されたものを修正できない。結局そのまま出しているわけですよ。1つでもこういうふうなものは、なるほど、じゃここを変えましたというふうなのであれば、私は一歩前進したなというふうな思いなんですけれども、丸っきり説明はする、意見を出させて全然変えない。何のために自分たちがじゃいろいろ地域、そういうふうな部分から意見を聞いて提言しているのか、その辺が私はちょっと一方的だなというふうな気がするんです。</p>
-----------	------------------------------------	---

		<p>ですから、もうちょっとその施行日、そういうふうなものも検討すべきだというふうなことで私は言っているわけで、別にこの原案そのものには反対しているわけではない。そのところを本当に4月1日からもうやる考えなのか、最後に確認します。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>4月1日から施行すると、実施するというふうなことで考えております。</p> <p>そのために、これから補正予算審議に入るわけなんですけれども、そちらのほうにもPR、定住促進対策費としてPR費用を設けております。広告料、それからポスター等の作成費用、これらをつくりまして、この3カ月間、PRに努めていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>今の話ですと、さっき話したのと違うんですよ。施行する考えだから補正を組んでいるわけでしょう、4月から。前もって、じゃそういうふうなもの部分についてはこれから懇談会を開催するとか、そういうふうなのは年度に、4月以降になるわけですか、これは。そういうふうなのであれば。住民の懇談会を開催する、2カ所で開催、子育てでは全町で開催するとか。私はこういうふうなのというのは、もう事前にそういうふうなのを聞いた段階でちゃんとそれなりに自信を持って説明もできる、なるほどと思われるような提案をして予算を計上しているんだというふうなことで説明すればいいと思いますけれども、何かこの施策、条例が制定されて、4月スタートする時点で、それから懇談会とかそういうふうな、とてもじゃないけれども、私は本当にそんな対応の仕方というのは全く甘過ぎるなというふうな気がしますよ。</p> <p>次のほうでもまた確認しますが、本当にこういうふうな</p>

答弁	佐々木議長	<p>スケジュールでいいのかというふうなのを、事務の進め方、これでいいと思いますか。担当課長。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	企画財政課長 (小向仁生君)	<p>全般的な、例えば、この定住促進だけでなく、全般的な例で申すのは、私もちょっとここは差し控えたいと思います。</p> <p>この定住に関しては、このPR期間、3カ月、十分だというふうに思っておりますし、またそれからも継続するものであるというふうに考えております。</p> <p>ただ、3カ月間過ぎたからやめるのではなくて、それからも継続すべきものだろうと思います。</p> <p>それから、2カ所での住民の声を聞くというふうなことは、こういう条例ができましたと。ついては、これは人を呼び込むための条例ですというふうなことで、これに対して、いやここに住む住民の方々はどうかと思いますかというふうなことを聞いていこうかなというふうなことであります。子育てに関するものとかというのは全町的にやるということで、これはまた別個なものだというふうに、先ほど言いました第3子以降は幾ら幾らというふうなものは、後日の別個な形で皆様のほうにご提示できればというふうに考えております。</p> <p>以上で終わります。</p>
	佐々木議長	14番。
	14番 (松林義光君)	<p>いろいろ議論されております。</p> <p>この定住促進、私は進めてもらいたいと思います。</p> <p>全町内に範囲を広めてはどうですかという議員もおります。私はそれはやらないほうが良いと思います。あくまでも甲洋小学校、下田小学校に限定して、やはりやるべきであったほうが良いと思います。</p> <p>例えば、全町内に範囲を広めると、緑ヶ丘町内会、セイホールのそばですけれども、今造成を行っております。年度計画で50戸から60戸の住宅が建つ予定になっております。黙っていても</p>

		<p>家が建ちます。これに助成金をあげると、私は加速をすると思いますので、今の促進案でいいと思います。</p> <p>ただ、問題は、苦言を呈しますけれども、きのう高坂議員も質問しておりましたが、総務常任委員会、これに1回かけたんです。ところが、この条例案では不十分だ、理解しにくい、納得できない、もう一度練り直しなさいと戻したんですよ。当局のほうに。が、その後、全員協議会を行いました。それは必要でしょう。だがその前に、不十分な条例案ですよと、十分な説明ができなかったですよということで、1番、3番、12番議員、総務常任委員会の方々が主に質問しております。なぜもう一度常任委員会をかけるのか。私はそこが欠落していると思います。</p> <p>前にも吉村委員長がおいらせ町消防署分遣所についてここで質問しておりますが、委員会報告はなかったと。事後報告だというふうなこともあったと思います。</p> <p>ですから、やはり、もう少し丁寧に、議会に報告説明すべきであると。そうすれば、このように時間をかけて、このような議論はされないと私は思います。その辺どう思いますか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (西館芳信君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>副町長。</p> <p>松林議運委員長の、特に今おっしゃったことについては常任委員会にもう一回かけることをもうちょっと慎重に審議する必要があったというふうに思っております。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>13番 (西館秀雄君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>13番、西館秀雄議員。</p> <p>1点だけ。住民懇談会という言葉が出てきました。ご承知のように、来年2月、町長選挙があります。その前に懇談会を開催するのか。新年度になってから開催するのか。考え方が悪いかもしれないけれども、選挙のための懇談会開催ということはいかなものかなというふうに私は思っております。いつごろを予定しておりますか。</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>先ほど、3番、平野議員にもお答えしたとおり、このPR期間の1月から3月までではなくて、あくまでも施行された4月以降というふうなことで考えておりました。</p> <p>ただ、その時期的なものは、その作業的なものも事務的な作業もありますので、ここで4月にやります、5月にやりますというのはちょっと差し控えたいというふうに思います。</p> <p>ただ、新年度早い時期に行いたいということでもあります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>13番 (西館秀雄君)</p>	<p>13番。</p> <p>安心したというか、フェアな町政であってほしい。 以上です。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 12番、柏崎利信議員。</p>
討論	<p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>本条例の制定に当たり、下田小学校区、甲洋小学校区の人口減少、また少子化、児童の減少、それらにより、非常に人口の増加が望まれるという思いは私も同じではございます。</p> <p>ただし、なぜ今日のような状態を放置してきたか、これは既にわかっていたことです。それを是正すべく、また検証もせずただ放置をし、今ここへ来てこのような条例を制定することによってこれが一挙に解決するか。到底、小手先のことであり、その人口回復とか児童の大幅増加なんていうのはとても望むことはかなわないと、そのように私は思います。</p> <p>また、本条例を制定するに当たり、議会に対するさまざまな協議も十二分に審議もされず、そういう中においてこれを制定しようというのは、いささか納得がいきません。</p>

<p>討論</p>	<p>佐々木議長</p> <p>1 番 (高坂隆雄君)</p>	<p>そして、先ほど質問の中でもって懇談会云々ということが出ましたが、4月以降というものであれば、この条例の制定後、施行後、それでは単なる報告であり、ただ周知を図るということに過ぎないのではないですか。</p> <p>例えば、お金持ちが、さっきも私質問しましたが、自分の子供を少人数学級に入れて、これは好ましいことですよ。少ない人数で1人の先生から教えてもらうということは素晴らしいことです。その後、学校の授業が終われば塾に通わせると、そういうことが可能なわけですが、何らそういうものに制限を加えることなく、かなりこれには落ち度があると思います。</p> <p>ですから、今こうして拙速な中で決めることなく、いま一度慎重に審議をし、そして、中身をもっと充実をさせ、誰しものが認める「ああ、素晴らしい条例だな」というふうなことに中身が変わらなければ、私は到底、賛成はできません。よって、本条例に対して反対でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>1 番。</p> <p>実力のある議員の質問に対しては、非常に町当局はいい答えを出すものだなと思ひまして、私はきのうの一般質問で本条例案の進め方について伺いました。</p> <p>ところが、何ら問題はないというような町長の答弁でありまして、先ほどは、副町長からは、やはり、常任委員会にもう一度戻せばよかったなというような反省の弁がありました。</p> <p>そこで、私は、この定住促進事業については大いに進めるべきだと思います。そして、この2地区については、やはり十分な検討をするべきだと思いますし、手厚く助成金を出すのも、これも結構だと思います。ただし、やはり、この条例案そのものについては不備があると、こう考えます。</p> <p>というのは、具体的に第2条の(3)と(4)のところ、転入世帯は町外から、要するに3年以上住んでいた方、転居世帯は町内で1年以上住んでいた方。これによって、きのうから言っている、先ほどまでの質問の4例、4つの例を当てはめてみますと、この条例が来年4月に施行した場合に、土地1,000万円、建</p>
-----------	-------------------------------------	---

<p>討論</p>	<p>佐々木議長</p> <p>2 番 (田中正一君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>物 5 0 0 万円でも該当になると。要するに、そういう人があらわれなければならないんですが、あらわれる可能性もあるというようなことも危惧しています。</p> <p>したがって、もっともっと十分な議論さえすればよりよい条例案になると私は思っております。</p> <p>したがって、促進事業を進めるのは賛成であります、本条例については反対であります。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいま、1 2 番、1 番から反対討論がありました。</p> <p>賛成討論ありませんか。</p> <p>2 番。</p> <p>下田小学校学区、我々地元であるんですけども、いろいろ今お話が出ておりまして、私も聞いておりました。</p> <p>しかし、これは今いろいろ協議しているのはわかるんですけども、歩きながら、進みながらひとつやっていただきたい。</p> <p>悪いところは是正する。そしてまたほかのほうにもこれはやっていかなければならない。今とりあえずは甲洋とうちの下田小学校学区を何としても私は進めていただきたい、こう思っています。</p> <p>児童が少なくなる。小学校の生徒も少なくなる。これはどういう対策をやらなければならないんですか。どうすればいいんですか。やはり、それらを進めていって、いいのであればどんどんやっていけばいいし、それが成功していってやれば、これは北部のほうでもいいでしょう。百石のほうでもいいでしょう。</p> <p>私は、やはりこの地域公平公正という意味であれば、みんなにやらなければならないかもわかりません。しかしながら、今の現状でこの学区どうしますか。やはり、これらをみんな一緒になって進めていくのが私は本当じゃないかと思います。</p> <p>私はこの定住促進、おいらせの地域の元気再生促進ですね、これを賛成のほうの意見で。</p> <p>9 番、吉村議員。</p>
-----------	--	--

<p>討論</p>	<p>9 番 (吉村敏文君)</p>	<p>賛成の立場での討論をいたしたいと思います。</p> <p>先ほど、私も言いましたけれども、この下田小のほうは私も詳しくはなかったのでございますが、甲洋小学区に関しましては、私が議員になった当初から、児童数の減少ということはずっと継続して言ってきた案件でございます。</p> <p>その中で、土地規制を多少は緩和され、それで今ここへ立っているわけですが、それでもなかなか児童数がふえてこない。若者がふえてこない。人口減少に歯どめがかからないというふうな思いで、どうしたものかなというふうな思いでございました。</p> <p>それで、震災の後、災害公営住宅に関しまして甲洋学区に町営住宅と併設として建設したらどうかというふうな提言を一般質問でいたしました。</p> <p>そのときに町長は、それはちょっとどうかなと、なかなか難しいかもしれないと。だけれども、それにかわる何かの施策を考えたいというふうな思いで答弁をいただきました。その中でこれが今出てきたものが、この案だと思っております。</p> <p>私は、先ほど田中議員が言ったように、やはり、なかなか最初から完璧なものはないと思っておりますので、まずこれがスタートでございます。スタートをしながら、またいろいろな方の意見を聞きながら、修正するところは修正をしながら、とにかくこれを施行してもらいたい。そして、人口減、児童数減に歯どめをかけていただきたい、そういうふうな思いでございますので、本件に関しましては賛成といたします。</p>
<p>討論</p>	<p>佐々木議長</p> <p>6 番 (川口弘治君)</p>	<p>続いて、6 番、川口弘治議員。</p> <p>本案について賛成の立場で討論させていただきます。</p> <p>まず、いろいろと皆さんから討論の意見とか出ていましたので。私はこの本案について、まず合併前の旧下田、旧百石、この町の現状、人口が減少している地域、こういうふうなものが2つ寄り添って合併して、旧下田においては無指定である北部地区が非常に人口がふえてきた。</p> <p>ただ、旧百石、旧下田の南部については、これは指定があるものですから住宅が建てられないと。百石についてはほとんど全域について。特に、一川目、二川目、百石地区の北部というのはそ</p>



		<p>うといった意味で高齢化が進んで少子化が拍車をかけている地域であると。それが小学校に児童数が激減している。将来においても激減するのは目に見えてわかっております。</p> <p>これについて何も手を打たなかったのかと、議論の過程でありましたが、決してそういうことはない。両町においても、合併前のときの町長、また行政、役場では、国に掛け合い、県に掛け合っているいろいろなやってきたことは、我々議員が一番知っているはずだというふうに思います。町長も特にその点はわかった上で町長になって、自分の政策の1つとして、バランスのある人口の整った町にしたいと。その第一歩がこの定住促進の本案の内容かなというふうに私は理解します。</p> <p>よって、この本案に対してはもちろん賛成ですが、いろいろと今回の条例について付随するものがこれからさまざま出てくることは私たちが承知しておりますし、また当局としても、土地の見直しやら都市計画、そういった子供支援のものであるとか、さまざまなものが付随して、やっとなんか肉づけされていって、バランスのある人口、おいらせ町の人口が減らない、ふえていく、そういう安定したバランスのよいまちづくりには最適なもの、その第一歩であるというふうに私は思いますので、この本案に対しては賛成をし、さらに、先ほど来出ていましたいろいろなご意見等を真摯に受けとめて、当局は法整備に関しての県なり国なりのそういうふうなものに掛け合うことは、これから当然いろいろなことが必要なものが出てくると思います。ぜひ、そういうふうに総合的にバランスのよいまちづくりにしていくために、またさらにご意見を聞いて、尽力していただきたいというふうに思います。</p> <p>ちょっと長くなりました。</p> <p>4番、<b>檜山 忠</b>議員。</p> <p>先に結論から言います。賛成です。</p> <p>私が言わなくても皆さん、多くの方が賛成討論をしていただきましたので、もう言わなくてもいいのかなと思いましたが、ちょっとだけ言わせてもらいますけれども、私は新聞を見て、六戸のことについて6月議会のお話をしたと思うんです。</p> <p>やはり、おいらせ町でも早くこういうふうな定住促進条例的な</p>
<p>討論</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (<b>檜山 忠</b>君)</p>	

		<p>それをやって、いろいろな手当をしてあげるようにしてやれば、おいらせ町も人口がふえていくのではないかというふうなことをお話しした経緯があります。それについて、ようやく今、こういうふう具体的にになってきました。</p> <p>まずはやってみましょう。そして、その上で5年間の限定のそれですから、また変えるところがあれば変えるなりしながらやっていくのが一番いいのではないかと思いますし、「先ず隗より始めよ」ということわざがあります。まず始めていただきたいと、そういうふうに願うものです。</p> <p>以上です。</p> <p>本案については、反対討論・賛成討論がありましたので、起立によって採決いたします。</p> <p>議案第73号について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。</p> <p style="text-align: right;">**賛成者起立**</p> <p>今、採決しましたけれども、その前の議員の退席、本来は議長の許可を得てというふうなことを私は記憶していますが、休憩時間を設けていながらこういうふうな行為があるというふうなことは、議長として議事運営上、これでいいのかというふうな思いがします。</p> <p>休憩のときには十分注意しておきます。</p> <p>それでは、議案第73号については、起立多数により、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>以上で、午前中の会議を終え、1時30分までお昼のため休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後0時14分)</p> <p>休憩を取り消し、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後1時30分)</p> <p>日程第7、議案第74号、おいらせ町税外諸収入金、督促手数料及び延滞金徴収条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	佐々木議長	
	(議員席)	
	3番 (平野敏彦君)	
	佐々木議長	
	佐々木議長	
	佐々木議長	

<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p> <p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p>	<p>議案第74号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の26ページをお開きください。</p> <p>本案は、税外諸収入金にかかる督促手数料及び延滞金の徴収について規定したものであり、内容は、町税条例の規定にならない定めていることから、これらについて本条例に個別に規定するのではなく、町税条例の規定を包括的に適用させることができるよう、今般、全部改正するものであります。</p> <p>これにより、町税条例の関係条文が改正されることにより、同時に税外諸収入金においても適用されることから、事務の簡素化と錯誤の防止を図ることができるようになります。</p> <p>具体的には、町税の延滞金の利率が、現時点においては、現行の14.6%が9.3%に、納期限を1カ月以内のものは4.3%が3.0%に引き下げられるものであります。</p> <p>なお、施行日は平成26年1月1日からとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第74号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第75号、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。</p>
--------------	---	--

<p>当局の説明</p>	<p>行政管財課長 (田中富栄君)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>当局の説明を求めます。 行政管財課長。</p> <p>それでは、議案第75号についてご説明申し上げます。 議案書の28ページをお開きください。</p> <p>本案は、議案第74号と同じく、地方税法の改正に伴うものであり、個別に延滞金に係る規定を設けているおいらせ町介護保険条例外、全7つの条例について一括整備するものです。</p> <p>その内容は、延滞金の徴収について、法改正により軽減が図られた町税の延滞金と同率を適用するために、おいらせ町町税条例の規定によることと条文を定めるものです。</p> <p>ただし、例外といたしまして、本条第6条、おいらせ町都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例についてのみ、年14.6%の部分を、年14.5%として適用します。これは、都市計画法第75条第4項において、都市計画事業の受益者負担金の延滞金率の上限が年14.5%と定められているものであります。</p> <p>なお、施行期日についても、議案第74号と同様、平成26年1月1日とするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第75号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
--------------	---	--

	佐々木議長	<p>日程第9、議案第76号、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>行政管財課長。</p>
当局の説明	行政管財課長 (田中富栄君)	<p>それでは、議案第76号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書32ページをお開きください。</p> <p>本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が、本年7月3日に公布され、来年1月3日に施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うため、提案するものであります。</p> <p>今回の法改正によって、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて、法の適用対象とされることとなります。</p> <p>また、法律名が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律で定められます。</p> <p>これに伴い、おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例については、引用している同法律の名称を新名称に改めるもので、おいらせ町営住宅管理条例については、同じく法律名を改めるとともに、町営住宅入居基準について、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力被害を、配偶者からの被害者と同様の対象として定めるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p>
質疑	3番 (平野敏彦君)	<p>今、説明をいただきましたけれども、この中で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護というふうなことで、この中で、ひとり親はわかるとしても、町営住宅に関する部分というのはどういふふうなつながりがあるのかですね。町営住宅にはそういうふうな1人でもたまたま通ってくる人がいるというふうな見方をし</p>

		<p>ているのか。この辺、ちょっと説明願います。</p> <p>佐々木議長 答弁を求めます。 地域整備課長。</p> <p>地域整備課長 (倉館広美君) 町営住宅の入居基準は、基本、同居する親族がいる者となっておりますが、60歳以上の方、老人に関しては1人でも入居できます。 従来、配偶者から暴力等受けた方は1人でも町営住宅に入居できましたけれども、それに加えて、配偶者以外で生活の根拠をともにする方から暴力を受けた方も1人で入居できる資格がありますということであります。 以上です。</p> <p>佐々木議長 (議員席) ほかにございませんか。 **なしの声**</p> <p>佐々木議長 (議員席) なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**</p> <p>佐々木議長 (議員席) なしと認め、討論を終わります。 これから議案第76号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p> <p>佐々木議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>佐々木議長 日程第10、議案第77号、おいらせ町土地開発基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。</p> <p>当局の説明 企画財政課長 (小向仁生君) 議案第77号につきましてご説明申し上げます。 議案書の34ページをお開きください。 土地開発基金は、公用もしくは公共用に供する土地、または公</p>
--	--	---

		<p>共の利益のために取得する土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため運用してきたところであります。</p> <p>基金を創設した当時から現在では、社会経済情勢が大きく変わり、土地開発基金を活用しての土地先行取得の必要性が薄れ、同基金設置の意義が低下してきていることから廃止するものであります。</p> <p>なお、土地開発基金で保有している現金については、この後、提案いたします一般会計補正予算の歳入、土地開発基金基金繰入金に計上しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	説明が終わりました。
	(議員席)	これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	佐々木議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
	(議員席)	これから討論を行います。 討論はありませんか。
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。
	(議員席)	これから議案第77号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	日程第11、議案第78号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合格約の変更についてをを議題といたします。 当局の説明を求めます。 行政管財課長。
当局の説明	行政管財課長 (田中富栄君)	それでは、議案第78号についてご説明申し上げます。 議案書の36ページをお開きください。

		<p>本案は、青森県市町村総合事務組合の構成団体として、来年4月1日から弘前地区消防事務組合を加入させることに伴いまして、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものであります。</p> <p>規約の改正内容につきましては、議案書の65ページの新旧対照表に記載のとおり、別表第1及び別表第2に掲げる団体名称に、新たに弘前地区消防事務組合を追加するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>佐々木議長 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (議員席) **なしの声**</p> <p>佐々木議長 なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 (議員席) **なしの声**</p> <p>佐々木議長 なしと認め、討論を終わります。 これから議案第78号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) **なしの声**</p> <p>佐々木議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>佐々木議長 日程第12、議案第79号、平成25年度おいらせ町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。</p> <p>当局の説明 企画財政課長 (小向仁生君) 議案第79号につきましてご説明申し上げます。 議案書の38ページをお開きください。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,661万</p>
--	--	--



	<p>5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ102億540万4,000円とするものであります。</p> <p>それでは、別冊の一般会計補正予算（第5号）に関する説明書により、補正予算の主な内容をご説明申し上げます。</p> <p>では、説明書をごらんください。</p> <p>初めに、歳出における主な内容を申し上げます。</p> <p>10ページをごらんください。</p> <p>2款総務費です。1項4目財産管理費では、後年度の公共施設整備等の際に取り崩して使用するために、公共施設整備基金積立金936万4,000円を、11ページ、2項2目町活性化対策費では、国道45号神明前地区の道路拡幅に伴い公共サインが支障となることから、公共サイン等移設工事費134万3,000円を、情報機器LGWANのルーター一式を交換することから、機械器具費199万7,000円をそれぞれ追加計上し、同じく、11ページ3目情報製作費では、契約残により機器保守委託料548万6,000円と、機器借り上げ料366万3,000円を減額計上いたしました。</p> <p>次に、14ページをごらんください。</p> <p>3款民生費です。1項2目障がい者・障がい児福祉費では、本年度上半期の給付実績による伸び率等を勘案し、扶助費6,449万7,000円を、同じく3目高齢者福祉費では、介護保険給付者の増による保険給付費の増に伴い、介護保険特別会計繰出金1,929万円を、15ページに参りまして、2項1目児童福祉総務費では、福祉電算システムのバージョンアップを図るため、医療費給付システム改修委託料101万9,000円を、同じく2目児童措置費では、上半期の給付実績に応じて、保育所運営費4,129万円を追加計上いたしました。</p> <p>次に、4款衛生費です。1項3目環境衛生費では、資源回収の実績に伴い、資源集団回収事業奨励金121万3,000円を追加計上いたしました。</p> <p>次に、17ページをごらんください。</p> <p>8款土木費です。2項1目道路橋梁維持費では、木ノ下鶉久保線の歩道整備のため、町道維持補修工事費100万円を、18ページに参りまして、同じく2目道路橋梁新設改良費では、洋光台3丁目5号線の道路冠水を防ぐための改修工事に町道整備工事</p>
--	---

	<p>費500万円を、向川原地区の浸水対策事業用地を取得するために土地購入費2,660万8,000円を、3項3目公共下水道費では、消費税の増額と下水道整備工事のため、公共下水道事業特別会計繰出金926万4,000円を、19ページに参りまして、4項1目住宅管理費では、入居募集に伴い、修繕料200万円を追加計上いたしました。</p> <p>戻って18ページ、3項2目公園管理費では、事業の確定による施設管理業務等委託料473万7,000円を減額計上いたしました。</p> <p>次に、また19ページをごらんください。</p> <p>9款消防費です。1項1目非常備消防費では、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部の人件費削減による消防費負担金2,843万2,000円を減額し、20ページに参りまして、3目災害対策費では、防災マップ作成委託料271万6,000円を追加計上いたしました。</p> <p>次に、21ページをごらんください。</p> <p>10款教育費です。2項3目学校建設費では、3件の委託料計374万5,000円と、22ページに参りまして、下田小学校屋根・外壁等改修工事費369万6,000円をそれぞれ減額計上し、同じく工事請負費の木ノ下小学校周辺テレビ電波障害対策工事費515万6,000円を追加計上いたしました。</p> <p>25ページをごらんください。</p> <p>11款災害復旧費です。1項1目農林水産業施設災害復旧費では、台風26号の被害による西後谷地地区農地災害復旧工事費129万4,000円を追加計上いたしました。</p> <p>なお、歳出各款における燃料費、光熱水費の追加計上につきましては、下半期に入ってからの高騰と値上げによるものであります。</p> <p>次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。</p> <p>戻って、3ページをごらんください。</p> <p>10款地方交付税です。1項1目地方交付税では、交付額の決定により、震災復興特別交付税2,516万円を追加計上いたしました。</p> <p>14款国庫支出金です。1項1目民生費国庫負担金では、2節障がい者福祉費負担金2,882万2,000円、3節児童福祉</p>
--	---

	<p>佐々木議長</p>	<p>費負担金448万3,000円を追加計上しておりますが、歳出で述べました給付費への充当であります。</p> <p>4ページをごらんください。</p> <p>同じく14款国庫支出金の2項1目総務費国庫補助金では、町道の維持補修費の整備のため、地域の元気臨時交付金691万5,000円を追加計上いたしました。</p> <p>次に、15款県支出金です。1項1目民生費県負担金では、2節障がい者福祉費負担金1,441万1,000円、4節児童福祉費負担金224万1,000円を追加計上しておりますが、歳出で述べました給付費への充当であります。</p> <p>2項1目総務費県補助金では、公園管理費に充当した電源立地地域対策交付金466万3,000円と、公共施設整備基金積立金に充当した県核燃料物質等取扱税交付金936万4,000円を追加計上いたしました。</p> <p>次に、5ページに参りまして、3項1目総務費県委託金では、参議院議員通常選挙の事務費の確定に伴い、参議院議員通常選挙事務委託金153万4,000円を減額計上いたしました。</p> <p>6ページをごらんください。</p> <p>次に、18款繰入金です。2項7目1節東日本大震災復興推進基金繰入金は、防災マップ作成委託料に充当するため175万9,000円を、同11目1節土地開発基金繰入金は、向川原地区の浸水対策事業用地を取得するための土地購入費に充当するため、2,652万8,000円の繰り入れを計上しております。</p> <p>なお、同1目1節財政調整基金繰入金につきましては、本補正予算において、歳入が4,259万9,000円不足したため、財源調整するため計上したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行います。3ページから7ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p>
--	--------------	---

<p>質疑</p>	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>4ページの15款2項1目の総務費県補助金ですが、これについては電源立地地域対策交付金466万3,000円と、県の核燃料物質取扱交付金が936万4,000円、これは県から入ってきて、そのまま積み立てを1つはする。あと、この電源の充当先がちょっとよくわかりませんので、充当先を教えてください。</p> <p>あと1つは、県の核燃料物質取扱交付金というのは、そのまま積立金に充当して補助金の目的を達成するのか。ちょっとこのところをもうちょっと説明を願いたいと思います。</p> <p>それから、6ページですが、東日本大震災復興推進基金繰り入れをして防災マップを作成するというふうなことです。これを見ますと、繰入金総額が1億746万7,000円現在あるわけですが、先般、9月議会でも確認をしておりましたが、震災区域の掲示をする、早急にやるような話をしておりましたけれども、私の地域には一切目につかないんですけれども、これらはどういうふうな形で進んでいるか、この辺もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>答弁を求めます。 企画財政課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。 まず、電源立地地域対策交付金でありますけれども、これについては、事業が決まっております。当初予算でも説明したとおり、平成25年度につきましては、おいらせ病院の病院運営、観光施設等維持運営と、それからがん検診の委託事業、学校施設運営事業、児童館施設運営事業、社会教育施設運営事業、これらに充てることにしております。 それから、核燃料物質等取扱税交付金なんです。これにつきましては、公共施設整備基金に積み立てておまして、後年、これを取り崩して、施設の改修工事等へ充当することとしております。 以上で終わります。 答弁漏れがございました。 核燃料の物質等取扱交付金、これは積み立てしてよいかという</p>

	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>ことなんですけれども、これは目的があれば積み立てて後年にそれぞれ取り崩して使うこととしてよしとされております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>防災マップ。まちづくり防災課長。</p> <p>基金の事業について、二川目地区については見えないという形のお話でしたけれども、復興推進基金の状況であります、毎年度、充当する事業を各課から募集をしまして、それぞれその基金の内容によって取り崩しをしながら充当するという形で充当事業を決めさせていただいています。</p> <p>本年、平成25年につきましては、商工会のプレミアム商品券とか、漁船とか、小規模経営者利子補給とかいう形で平成25年度は決まっておりますが、推進基金の性格上、こういう形で充当して取り崩しをしながら活用させているところが現状であります。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>答弁漏れ。まちづくり防災課長。</p> <p>不足がありましたので、回答させていただきます。</p> <p>今現在、浸水地区につきまして進めている事業につきましては、松原地区については避難階段、それから川口堀切川地区については避難タワー、それから百石本町地区については百石道路についての避難階段、それから浸水地区全体につきましては、皆さんが避難目標地点に誘導できるサイン、表示事業など、計画をしているところであります。</p> <p>二川目地区の進捗状況、表示板の取り付けについては、今、作業を進めているところですので、発注はまだしてはございませんけれども、これからサイン事業としてきちんと表示するというところで、今、計画をしている最中でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。まだ答えていない部分がありますか。</p> <p>浸水区域の表示板、9月にやるってしゃべってて、どこまで進んでいるかしゃべっていない。</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>防災課長、9月の答弁ではやると答えたんだけど、まだやっていないということです。その理由。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>大変失礼しました。聞き違いでありました。</p> <p>海拔表示につきましては、昨今、契約が成立いたしまして、今、鋭意作業を進めて、何とか年度内に作業が終わるように進めているところでございます。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>さっきの県補助金のところですけども、目的があればというのは、目的というのは、本来、当該年度に入ってくる金の目的じゃないですか。何もことし使わないで後に積み立てするのが目的になるんですか。私は、そのために補助金が入ってきているのに、ちゃんと住民に還元する、町民に還元するような施策をつくるべきじゃないですか。使わないで積み立てをすると。</p> <p>私は後年度と言いますけれども、今生きている人が後年度まで生きているとは限りませんよ。予算というのは、各年でつくっているわけですから、そのときに入ってきた金を有効に使って、住民サービスしていくというふうなのが予算の原則だと思いますが、こういう補助金さえも使わないで、目的があれば後年度の公共施設といいますけれども、私は何回も言っているように、これからの自治体はどう変わるかわかりませんよ。道州制だって自治自立圏で勉強していけば、いまやれるところをちゃんとやっておいて、住民にサービスしておいたほうが私はいいと思いますよ。何のためにこういうふうな特定財源として来ているものを使わないで、次に積み立てするのか。私はよく理解できません。</p> <p>それと、海拔表示は、私が業者任せにしないで町内会でやったほうがもっと早くできるんじゃないかと言っているのに対して、9月議会のときにもそういうふうな形であったらもう12月ですよ。今これからと。本当にそういうふうな取り組み、対応、認識が甘い。本当にそう思いますよ。金かけて業者任せでやるからこういうふうな形になるんですよ。何も町内会とかそういうふう</p>

		<p>なのでもやれるといたら依頼したほうがいいんじゃないですか。そのほうがかえっていろいろな行政との地域の距離が縮まるんですよ。意識も高まるんですよ。全てが丸投げでしょう。だから、木を切ったのも伸びていくし、作業もおくれる。全然危機感を感じませんよ、私は。そういうふうな意味では。もう一回。いつまでにこの海拔表示は完成するのか。</p> <p>それから、財政的な対応の仕方、基礎的な考え方、私がおかしいのであればおかしいというふうなことで、ちゃんと説明願います。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
答弁	<p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>回答いたします。</p> <p>まず、9月にご指摘をいただいた分につきましては、私どもの計画が余りにもばらつきがあるということで、もう少し丁寧なあるいは親切な表示方法を考えた上で実施してほしいという受けとめをしましたので、私どもとしては、町内会からのご意見等をいただき、そういう形で時間を費やした形を経ての今回、今年度中の工期として定め、もちろん実施につきましては、一日でも一週間でも早い工期は工期として早く終わるように、業者と協議をしながら進めさせていただきたいと、こう思います。</p> <p>なお、業者任せというお言葉でございますが、あくまでも住民への安全の配慮ということでご理解をいただければと思います。</p>
答弁	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>後年に使うというふうなことで、それは単年度で使用すべきものでないのかというふうなことなんですけれども、この県核燃料物質等取扱交付金につきましては、甲洋小学校等々の学校の修繕等に使用するというので、そういう目的でもってこれを交付されておりますので、それを、私、今手元に実施計画がちよっと見当たらないのであれなんですけれども、来年、再来年の工事に使用するというふうなことだったというふうに記憶しております。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>防災課長、私も町内会の役員として設置場所、そういうふうなものは町内会長と一緒に役員会でチェックしましたよ。ここ、ここ、ここ。そういうふうなものを出してありますよ。なぜ、じゃ3月までかかるのか。1回発注しても、その現場があるわけでしょう。全くそういうふうなのが住民の安全意識、安全を配慮と、何が住民の安全の配慮ですか。配慮したら早くやらなければならないのではないのですか。</p> <p>町内会に任せるのなら任せればいいんじゃないですか。何も別につくってきたらやれるんだから。ものがないからおくらしているわけでしょう。何も前につくった現場があつてやるんだつたら、せいぜい2カ月もあつたら、予算だつてとつて議決しているわけだから執行できるわけでしょう。</p> <p>それから、もう1点、今のこの核燃の物質の部分で、甲洋小学校に充当するような話をしていますけれども、甲洋小学校に後から充当するよりも、今もう修繕、補修しなければならないところはいっぱいありますよ。何も積み立てしておかなくてもいいんですよ。そういうふうな目的があるのであれば。</p> <p>学校の中へ行つて見たことありますか。行事があつて私も行ってみれば、廊下だつて、フローリングだつて、塗装も何も全部剥がれていますよ。だつたら、そういうふうなものに使えるのだったら、早目に対応したらいいんじゃないですか。本当にそういうふうなのじゃ、今の答弁だつたら、やらないで金だけ貯めておいて、相当傷んでからやるとなつたら、むだな投資になるんじゃないですか。</p> <p>本当にこの考え方でいいのか、私はちょっと疑問を感じますよ。やるんだつたら早目にやればいいんです。ことしの年度の内。どっちみち使うんでしょう。考え方が私はちょっとおかしいと思いますよ。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>副町長</p>	<p>副町長。</p> <p>議員は考え方がおかしいというふうに話をするんですが、この</p>



	<p>(西館芳信君)</p>	<p>対応については、それぞれの庁議と一連の会議を踏まえて決定進行しているものでございます。</p> <p>財政がそこにあつて、それをとりあえず目についたところにバンバン使っていくということの手法でしょうが、果たして中には不要不急なものもございませう。何人もが時間をかけてこうしてやろうということで、ちゃんと意思決定をしたものでございませう。それは平野議員の意見は意見として尊重する気持ちはありますが、今までしたことが全てそういうふうな、何と申すか、やられているというふうなことについては、ちょっとそうじゃないというふうには思っております。</p> <p>町内会に対していろいろ行政等のつながりを保ちたくて、除雪の件とかいろいろな面で配慮しているものもございませう。しかし、そういうふうなことができないものもあります。一定の基準がある工事の安全性を担保しなければならない。そして、でき上がったものが、例えば、復興庁が指導したとおりのものになっているか、そして会計検査院をくぐり抜けることができるのか。いろいろな観点から勘案して決定していることとございませうので、何とかその辺もご理解いただきたいというふうには思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番、馬場正治議員。</p> <p>6ページの18款繰入金の中で、土地開発基金繰入金2,652万8,000円ありますけれども、先ほどの議案第77号で、平成26年3月25日をもって、この土地開発基金条例を廃止するという事を議決したわけですが、今回、この基金を利用して、予算ゼロのところへこの2,652万8,000円を入れて、そこから土地の買収資金を出すんだという意味だろうと思うんですが、そうすると、3月25日以降、この基金条例がなくなった後はどのようなお金の回し方になるのか教えていただきたいと思ひます。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>議員おっしゃるとおり、議案第77号で土地開発基金条例を廃</p>

	<p>(小向仁生君)</p>	<p>止いたします。</p> <p>この廃止する日は3月25日ということで、これは定期を組んでおりまして、この定期の満期日が3月25日ということになりましたので、この3月25日をもって解約というふうな手続をとってまいります。</p> <p>よって、このお金というのは、一般会計に繰入金、繰り入れするものであります。</p> <p>ただ、今回、このような形であらかじめこの財源を当て込んで土地を購入するといったような会計処理をしたところでありませう。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p>	<p>15番。</p>
	<p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>ということは、3月25日条例廃止後は、このような補正の必要が生じた場合は一般会計からの繰り入れということになると理解してよろしいですか。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>土地を購入する際は、予算に既に、歳出のほうで先ほど説明したように、土地購入費を設けております。ですから、その予算をもって購入するという形になります。</p> <p>今後、今の前川原の土地以外の土地購入の仕方ということになりますか。そうではなくて。(「全般的に」の声あり)</p> <p>それに関しましては、今現在あるのは、土地開発基金と開発公社、公社があります。同じような目的を持った2つのものでありますので、公社はそのまま生かして、今後、土地購入が必要になった場合は、先行取得する場合には、公社を利用して、これから取得していくということになります。</p> <p>公社は借入れを起こして、そこで土地を購入して、それを一般会計が後で買い戻すというふうな、そういう作業になってきます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長  15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。  何かわかったようなわからないような。そうすると、この土地開発基金の項目を利用した土地の購入は今回が最後になるのでしょうか。そうすると、もう来年度以降は、土地開発公社に予算を組んで、そこのお金で土地を買うということになる……、そういうふうに理解してよろしいんですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>企画財政課長。  基金は今回でなくなります。 次は、先行取得する場合は公社というふうになります。 ただ、土地を購入する場合は、直接一般会計予算で購入することもあるかと思えます。前もって2年、3年後に行う事業に対しての先行取得ということであれば、公社でもって購入しなくても、直ちに土地を購入するとなれば、一般会計でもって購入するという形になるかと思えます。 以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 (議員席)  佐々木議長  12番 (柏崎利信君)  佐々木議長</p>	<p>ほかにございませんか。  **なしの声**  なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。 次に、歳出についての質疑を受けます。 第1款議会費から第4款衛生費までについての質疑を受けます。9ページから15ページです。 12番、柏崎利信議員。  9ページの総務費13節委託料、本庁舎太陽光発電設備等設置事前調査業務委託料とありますが、本庁舎に太陽光を施設するなんて驚いたなと思って、今ね。どういう将来的な構想のもとにこういう委託をするものなのか教えてください。  答弁を求めます。 行政管財課長。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>行政管財課長 (田中富栄君)</p>	<p>それでは説明をいたします。</p> <p>今回、予算措置をいたしました本庁舎太陽光設置等事前調査協議委託ですけれども、本庁舎には、非常時には発電機というものを備えてありますけれども、発電機にありましては燃料がもし足りない場合等のことも考えられるということで、多機能にいろいろな機関として非常電源をとということで、今回クリーンエネルギー補助金という県の補助金を活用して、次年度、屋上に太陽光を設置をしたいと、こんなことで考えておりまして、そのためには設計業者から強度、架台等も上げますので、その強度を確認して証明書を出していただいて、大丈夫だということで補助金等にそれを添付する必要も生じたので、委託をするものであります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>12番 (柏崎利信君)</p>	<p>12番。</p> <p>以前に、庁舎移転のお話も出たりして、本庁舎の機能がどこかよそのほうに行ってしまうとか、そういった話もあり、合併特例債の活用期間のうちに建てかえとか、そういう話もあったりしまして、なのにまた今の本庁舎に太陽光発電パネルを設置し、パネルも新品であればそれ相応に長持ちもするでしょうが、どうも矛盾しているような気がして、ここの機能を最終的にもう使える分まで寿命を伸ばしましょうとか、そういう発想なのか。太陽光はつけたものの、移すときはばんと移すと、そういうことなのか。何かちぐはぐだなと思って、それで確認の意味で質問したんですが、やはり、この庁舎機能というものを今後とも生かし続けたいとか、そういう思いなわけですか。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長</p> <p>行政管財課長 (田中富栄君)</p>	<p>行政管財課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>庁舎につきましては、議会決議等でもありますけれども、本庁分庁統合庁舎ということで、これまでも議会の委員からも報告を受け、整備検討委員会でも庁舎のあり方、それから場所等にも議論していただきまして、その答申を受けて、今は統合庁舎ということに向けていろいろ検討を進めているところでありますので、</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>本庁舎については統合庁舎ということで、移転ということで考えていますが、ただ、現在の本庁舎がまだすぐには統合ということにならない、移転するまでには時間がかかりますので、現在の本庁舎の防災機能も有しておりますので、移転するまでの間に太陽光パネル等の非常電源等も活用できるものは活用して、整備をして、いざというときに備えておきたいということでもあります。</p> <p>また、本庁舎が移転した後においても、それらは次の施設として活用できるものと考えております。</p> <p>以上であります。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>さっきの副町長の答弁ではないんですけども、いろいろな形で基準、そういったものが前もってあれば、説明の段階で説明すればいいんじゃないですか。こういうふうな基準で、そういうふうな業者以外はできませんよとか。全然説明がなかったんじゃないですか。あつたら、それなりに前もってちゃんと議会でのこういうふうな場で説明すれば、そういうふうな質問は出てきませんよ。</p> <p>9ページの今のところですけども、13節委託料の件、これは、今課長は非常電源としてという話ですけども、町長の意見もにらみながら、ことし、その業務の調査をするわけですけども、聞いてみますと、今年度こういった場合の売電の単価が下がると。よつてうまみが来年、平成26年度以降はなくなるよというふうな話を聞いたんですけども、これは役場にこういうふうな太陽光発電設備をやって、役場で使えるというふうなことで、私はないと思うんですけども、そうなれば、非常電源として使えるものではないのではないかと。1回必ず、電力のほうに売電をして、それを使うような形ではないかなと思って理解しましたが、さっきの答弁から言ったら、何か設置をして役場で非常電源として使っていけるんだというふうな理解をしましたが、ここをもう1回説明をいただきたいと思います。</p> <p>それからあと、この前新聞に、青森県が2014年度から55歳を超える職員の給与制度について、その昇給させないというふ</p>
-----------	------------------------------------	---

		<p>うな、極めて勤務が良好な人以外はさせないというふうなことで出ていました。今の議会で、多分、この給与条例改正が県議会では通ると思います。これを受けて、当町もこれに倣うのか、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、11ページの定住促進対策費ですが、これについては広告料、そしてまた定住促進ポスター等の作成委託業務があります。これらの中身がどういうふうな、いろいろ議論したわけですが、すけれども、この広告料というのは49万2,000円、ポスターはどういうふうな形で作成するのか。この中身についてお聞かせをいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>行政管財課長 (田中富栄君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>行政管財課長。</p> <p>本庁舎の太陽光発電の件ですけれども、今回の県の補助金をいただいてやるものについては、今は売電を目的をするのではなくて、発電をして、それで非常時等にとということで蓄電池を設けてやる予定で考えております。</p> <p>それから、55歳超職員の昇給停止について、県議会では今議会に提案をして、来年4月1日から施行するということで新聞等出ていました。</p> <p>町でも、これまでも地域の実態を反映しているものが県の人事委員会勧告だというふうに認識しておりますので、県や、それから、初日に言ったようなそのようなことであれば、勧告に乗った形で取り組んでいくことになろうかと思っております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>11ページ、定住促進対策費の役務費と、それから、委託料のところなんですけれども、まず、広告料なんですけど49万2,000円、これについては、青い森鉄道の車内中吊りのポスター、これを1月から3月まで。それから、不動産等情報誌に掲載、なおかつデーリー、東奥日報の2紙への掲載ということで、広告料を取っております。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>それから、ポスターの作成業務委託料なんですが、先ほど言いました青い森鉄道の中吊り用のポスターと、それからハウスメーカー等に配付するチラシを想定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>答弁漏れはないですか。</p> <p>3番。</p> <p>今の9ページの件については理解しました。</p> <p>県の補助で売電ではなくて、電気を蓄電池でためていくというふうなことで、それだと非常電源の用をなすなというふうなことで、理解をいたしました。</p> <p>あと、55歳超えの職員昇給停止については、そうすると、4月1日から、県が実施しても、人事委員会の勧告はその平成26年度中になるのか、まだはっきりしないわけですがけれども、町独自ではやらないというふうなことで確認していいですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>行政管財課長 (田中富栄君)</p>	<p>行政管財課長。</p> <p>お答えをします。</p> <p>町独自でやるかどうかについては、県が4月1日からということでありまして、県の人事委員会もそのように勧告されておりますので、県の動向が決まりました。それから、周辺の自治体の状況を見ながら、今後、町でもその取り組み時期等についても検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>3番。</p> <p>これは課長が答弁すべき部分ではないなというふうに。権限がないわけでしょう。課長がやります、やりませんって。決裁権が50万円しかないわけですから。これはやはり、町長が行政のトップとして、県がやっても当町は実施しませんとか、そういうふうな決意を聞かせてほしいと思います。</p> <p>町長。</p>

<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>今、担当課長からも説明がありましたけれども、やはり、県全体が県内の各市町村も県に倣ってやるとやれば、おいらせ町だけやらないというわけにいかないでしょうし、また、県がやったとしても、県内の市町村がやらないというのであれば、また我々もできるだけ横並びしたいなと思っておりますから、町独自で世間の流れと反するようなことはしたくないなという思いで今おりますけれども、ただ、突然の質問でありまして、少し事務の意思統一とかはまだまとまっていなかったもので、今、言いましたとおり、近隣の市町村との歩調を合わせながら考えていきたいと思っております。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長  1 番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1 番、高坂隆雄議員。</p> <p>9 ページの総務費一般管理費のところでお尋ねをしたいと思います。</p> <p>今朝のデーリー東北新聞社の記事によりますと、「職員採用関連の簿冊 1 冊を紛失、おいらせ町」と、こう掲載されました。議場における質問と答弁の影響力はやはり大きいものだなと実感をしておりますが、さて、これを読んだ県内の方々はどのように思ったかなと少し思いまして、やはり、本来あるべきものがなくなったそうだと、あり得ないと思う人が多いだろうし、またおいらせ町で不祥事なのかと思った人もいるのかもしれない。</p> <p>そこで、町として、この簿冊 1 冊がなくなったことについては、不祥事と考えているのかどうかをお尋ねします。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  副町長 (西館芳信君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>副町長。</p> <p>一連の流れからして、それぞれ関わった人間ということについては、特定はできないということで、ほかのほうの例に倣って連帯責任としたわけでありましたが、不祥事であることには変わりないということで、あのような処分にいたしました。</p> <p>そして、例えば、あれが平成 22 年 8 月の時点でないなというふうなことになっても、それが今の成田町政の中であるいは前町</p>



<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>1 番 (高坂隆雄君)</p>	<p>政の中でというふうなこと、そういうのは別にしまして、今議員おっしゃったように、おいらせ町ということが載ったということについては、甚だ残念であります。誰が、どの町長がということではなくて、おいらせ町イコール簿冊紛失、不祥事というふうなことで見られたのではないかということで、できるならばそれを避けたかったと。私の立場でそういうふうに思っております。</p> <p>1 番。</p> <p>私の期待した回答でありましたので、安心しました。</p> <p>というのは、不祥事はやはり起きないほうがいいわけですし、けれども、起きてしまったら被害を最小限に食い止めたほうがいいし、またそれを教訓にするべきだと思いますので、このきっかけは9月議会で私に入った情報に基づいて確かめたところから始まったわけですが、質問しなければやはり公にはならなかった。結果、新聞にも載らなかったかもしれない。けれども、じゃそれが教訓になるのかならないのかということ、甚だちょっと疑問が残るなど。</p> <p>これはきのうの平野議員の一般質問の中でもありましたように、もうなかった、ないであろうというのは大分前から感じていた、知っていた。ところが、再調査なりきちっとした調査をし終えないで、うやむやのまま数カ月か数年か経った。それで、今回の質問によって、これじゃいかんということで、町としての結果を紛失によってないということに至ったということでもありますので、ぜひこれは、悪いこと、不祥事ではあるかもしれませんが、今後の文書管理等、また業務において必ずや生きていくものと、こう思っております。</p> <p>そこで、ひとつ、その11月11日の全協の中で町当局から説明があったわけですが、その際、平野議員は「いやここで終わるんじゃないでしょうね」という話を議長に伺って、議長がこういう話をしました。「情報がどこかで漏れている。そうしか言いようがないんですよ」と。「余りにも、どう考えても知り得ない情報を特定の議員の皆さんが知っているとか、そういうことは当然あり得ないと思うんですよ」という発言をしておりますが、そう感じるかもしれません。</p>
-----------	-------------------------------------	---

		<p>また10月1日の庁議の中では、副町長も似たような発言をしたと聞き及んでおります。</p> <p>やはり、個人情報、それから守秘義務的なこと、これは言うてはいけないと思います。ただし、犯罪が絡むようなことは、ぺらぺら言う人はそんなにはないとは思いますが、箝口令を敷くというのはまた問題だと思うんですね。</p> <p>ですので、もし副町長、そのときのことを記憶してあって、今話しても差し支えなければ、どういった内容で庁議で話されたのか、お聞かせをいただきたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (西館芳信君)</p>	<p>副町長。</p> <p>事細かには記憶はしておりませんが、言ったということについては言ったと思っております。</p> <p>というのは、あくまでもその解決の方向が、建設的なことで終わるようなことであるのであれば、これは幾らしゃべってもいいし、情報がどういうふう流れようが構わないと。私は考えて、この終局が本当に建設的に終わることがないものであるならば、何もそういうことは出なくてもいいのではないかというふうな話し方をしたというふうに思っております。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1番。</p> <p>何となくわかりました。</p> <p>先ほど私が言ったように、これが教訓となることを期待して終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番、馬場正治議員。</p> <p>11ページ、総務費2項企画費の5目定住促進対策費、先ほど課長の答弁で、青い森鉄道車内への広告の張り出し、それから、デーリー東北、東奥日報への新聞広告の掲載、それから、不動産情報誌への掲載等あったんですけれども、どうも範囲が狭いのではないかと思うんですね。全部県内ですよ、ほとんど。</p> <p>それで、これはおいらせ町に全国から転入していただいて人口</p>

		<p>増加策の1つにしたいという思いもあるわけですから、これはもう東北新幹線車内とか、それから日本道路公団、高速道路のサービスエリア等、高速道路の情報誌がありますよね。サービスエリアに行けばいろいろな情報が載ったものがあります。鮭まつりの宣伝があれに載っていたんですよ。私はうれしかったですね。高速道路へとまってあれを見ましたらね。ああいうのを活用すべきではないかなと私は思います。</p> <p>先ほどの掲載だけですと、青い森鉄道、確かに学生さんとか通勤で使っている人も少しはいますけれども、もう限られた人だけですよ、乗る方は。それよりも、より多くの人目につくところにもう少しお金をかけてもいいからどんとやるべきだと思います。余りにもPRが、目先がもう周辺の人があればいいあるいは町内の人がどこかから対象学区内へ来ればいいというふうな狭い考えになり過ぎていると私は思うので、もう少し思い切った宣伝を期待したいと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p> <p>企画財政課長。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>大変力強い意見をいただきました。</p> <p>今補正にはかなわなかったわけなんですけれども、新年度の予算の中ではそういう思いを持って全国に発信できるような、そういうふうなことを検討して予算措置してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番、檜山 忠議員。</p> <p>15ページの4款民生費です。</p> <p>3項環境衛生費なんですけど、補正が167万3,000円出ていますけれども、これは資源ごみの回収に対する補助的なそれで、大変いいことであろうと思います。</p> <p>がしかし、私は広域のほうに行っています。十和田の広域のほうにですね。ごみの関係のほうへ行っていますが、その集計したそれらを見ると、おいらせ町の資源ごみの関係なんかも向こう</p>

		<p>へ持ち込まれている量なんかが多くなっているんですね。そういうことを考えると、これは補助の町内会の補助的なそれらもあるだろうし、また、全体のごみの量を減らしたいというふうなことから始まっている面もあると思うんですけども、これはよく分析をしっかりとしてみたほうがいいんじゃないかなと、そういうふうに思っています。いかがですか。</p> <p>答弁を求めます。環境保健課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>資源回収事業の実績ですけれども、去年の同月期と比べてふえております。</p> <p>それで、今檜山議員が言ったように、全体では広域のほうに出す量がふえているのではないかという話ですけれども、ちょっと私の記憶では、全体のごみの量はふえております。あと家庭ごみのほうもふえております。ただ、資源については減っているかと思っていましたので、もう一度確認して分析してみたいと思います。</p> <p>以上であります。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>環境保健課長 (小向道彦君)</p>	<p>4番。</p> <p>資源ごみも十和田のほうはふえているんですよ。だから、よく分析してみてください。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>なしと認め、第1款から第4款までの質疑を終わります。</p> <p>50分まで休憩いたします。</p> <p>(休憩 午後 2時40分)</p> <p>休憩を取り消し、会議を開きます。</p> <p>(再開 午後 2時50分)</p> <p>次に、第6款農林水産業費から第11款災害復旧費までについての質疑を受けます。</p>
	<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p>

<p>質疑</p>	<p>3 番 (平野敏彦君)</p>	<p>15 ページから 25 ページ。 3 番、平野敏彦議員。</p> <p>この前の新聞等にも出ていましたけれども、6 款農業費について質問させていただきます。</p> <p>国の生産調整に伴って補助金の減額、それから減反廃止が 5 年後に国のほうで決まりました。これについては、町の後期計画がこれから、今現在できていると思いますが、これらの取り込みがどうなるのか。そしてまた、町の農業の基幹、これが大きく変わるわけで、これらについての農業政策的な部分を農業委員会、それから、町とのどういうふうな形ですり合わせをするのか。</p> <p>私は、今のこの減反廃止に伴って、いろいろな形でこの政策転換をする中で、また耕作放棄地がふえるのではないかというふうな心配をしております。</p> <p>きのうのテレビでは、三沢の飼料米の作付けをしている千葉さんがテレビに入っていました。私も、あの人は酪農家で、息子が跡を継いで頑張っていますけれども、そういうふうな形で、ああいうふうな大きい面積のところで独自の農業経営を模索している人がいる半面、当町ではなかなかそういうふうな方向づけをするのが容易でないのではないかなというふうな思いをしたところであります。</p> <p>そこで、きょうは農業委員会の会長も来ていますので、この国の施策の変更、それに伴っておいらせ町のこれからの進むべき農業の方向づけというふうなのをどういうふうな形で捉えているのか、まず会長からお聞かせをいただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>農業委員会会長 (中川原卓雄君)</p>	<p>答弁を求めます。 農業委員会会長。</p> <p>平野議員に答弁いたします。</p> <p>今、平野議員も新聞とかさまざまな報道の中で知っているかと思いますが、今、国は「人・農地プラン」という形で、その地域における土地をいかに有効利用するかというのが議題となっているわけございまして、当町におかれましては、震災を受けたということで、「経営再開マスタープラン」という別な名</p>

	<p>前がつけられております。</p> <p>そういった中で、今、当町においては、学区ごとに、今4カ所目だと思えますけれども、20日の日にまた3回目の会議がございますけれども、そういった中で、私とその委員として農地の集積をいかにするかというようなテーマがございます。そういった中で、議員各位が皆さんもわかっているとおり、基盤整備が非常におこなわれているのが当町ではないのかなと、つくづくそう思っております。</p> <p>今、話のありました減反の奨励金が来年度から半分になるわけでございますが、非常に自民党を書いてだまされたなというのが私の思いでもございます。非常に中央会の会長もあのような強い発言をしてあったわけで、本当にだまされたような感じでございます。</p> <p>できれば、今の制度の1万5,000円でやることによって、何とか耕作放棄地をなくしつつあるわけでございますが、全く入ってこないとなると、議員おっしゃるように、耕作放棄地がふえるのではないのかなという気がします。</p> <p>やはり、これらのことを勘案するならば、今後の基盤整備をして、やはりいつでも大きい面積を耕せるような形にできればと思います。</p> <p>そういった中で、来年度から7,500円の奨励金になるわけでございますが、やはり、今まで議員各位皆さんもわかっているとおり、農家が去年あたりは大根をロータリーで返し、キャベツを返しといった値段が続いたわけございまして、それが申告上、全く税制に反映されていない。全く農家を助けていないのが実情であるわけございまして、私は、それなりにことは風水害が非常に全国的に多くて、ことは去年以上の収益を上げているのが今の農家ではないのかなと。</p> <p>確かに、市場流通に関しては、災害は起きてはならん。けれども、やはり、災害があったからこそこの値段がついたのかなと。皆さんも食べているからわかると思いますが、非常に今でも高騰しているのが実情でございます。</p> <p>そういった意味では、来年度が7,500円になるということで、ぜひ今後、19日の委員会総会の後、皆さんと協議しながら、ぜひ7,500円プラス2,500円を町から持ち出せるような</p>
--	---

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>農林水産課長 (泉山裕一君)</p>	<p>1つの案が出てくれれば、農家を助けることができるのではないかなと思っております。</p> <p>以上で終わります。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>正直な話を申し上げて、資料という資料というのは、情報はほとんど新聞媒体ということで、今やっと入ってきた資料というのは、辛うじて概要がついているという程度です。説明会はこれからという形です。</p> <p>概ねわかっている範疇からいきますと、先ほど、皆さんご存じの1万5,000円が7,500円、4年間ということで、5年目の平成30年産からは廃止。また、米に関してみれば、米価変動という交付金は平成26年度から廃止。その代替として、現在もあるんですが、米畑作物の影響緩和対策、俗にいうナラシといわれているんですが、ここの部分でとりあえず平成26年は救いましょうと。平成27年度からは認定農業者もしくは集落営農者という形で、大きい項目はこの部分になります。かわりに、飼料用米もしくは米粉用の米に関しては拡充いたします。</p> <p>ということで、現在は8万円という、10アールで8万円もらっているんですが、それが上限が10万5,000円、下限が5万5,000円、基本的には8万円のところの560キロというのが全国平均なんですが、青森県という形で指定されてくるのではないかと思います、そのときの平均反収で変動して、それよりもとればプラス側に行く、少なくなればマイナス側に行くという形になってくるものと思われま。</p> <p>先ほど、平野議員が言っているみたいに、来年度は大きく変わっていきますし、先ほど言っておりました、じゃ小さい零細農家はどうするのかというお話も今後の課題になってくると思います。</p> <p>県の資料を見ますと、小さい農家というのは見直し前はいますけれども、見直し後の絵にはいなくなっているという絵が描いてありまして、非常にさびしいものだと、私は個人的には思っております。</p> <p>ですから、7,500円であれ4年間もらえますので、その4</p>
-----------	--	---

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>年の間に、今後どのように零細農家として見ればどういう形で予先を向けて農業を変えていくのかというのが今後問われてくるのではないかと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>答弁を求めます。企画財政課長。</p> <p>個別の事業につきましては、それぞれ担当課でその旨を把握、そしてまた後期計画のほうに搭載させているというふうに思いますので、担当課のほうからの答弁がよろしいかと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>私が言っているのは、内容的な部分については、町の方向づけについては農業委員会会長の考え、担当課は事務的な部分、この2つが整合していくわけですが、今の町の総合計画というのは、後期計画は、もう国の制度が変わったというのがはっきり出ているわけですよ。お金なくて廃止になるという。だったら、後期の計画の中にちゃんと位置づけをして、こういうふうな形で進めますよというふうなのが出てこないのかと私は聞いているんですよ。</p> <p>制度や国の施策も変わって、ちゃんとわかっているわけですから、ほかの自治体の議会のあれを見ればちゃんと答えていますよ。</p> <p>だから私も、この間一般質問で聞けなかったからあれですけども、もう既につくられてしまっているというふうなのであれば、これはやむを得ませんよ。まだできていないんでしょう。これからまだ住民の意見を聞く、12月26日までですか。この広報に予定が載っていますよ。だから、これからだって、今のような計画がちゃんと盛り込めることになるんじゃないですかというふうに私は聞いています。そこをもう1回。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>



答弁	企画財政課長 (小向仁生君)	<p>総合計画をまとめ上げる課の課長としては、確かに認識不足、勉強不足かと思えますけれども、47施策あるうちのすべからくを私が把握してということは大変だなというふうな思いがしております。</p> <p>そういう意味で、47施策それぞれが各担当課が存在して、そこでまとめ上げている関係上、私はその担当課のほうに聞いたらどうですかというふうなことの意味でもって、農林水産課のほうにお願いしたいというふうなことであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
答弁	佐々木議長  農林水産課長 (泉山裕一君)	<p>農林水産課長。</p> <p>後期計画のほうなんですけれども、この生産調整の見直しに対して後期計画のほうに載っているのかといいますと、正直いって載っておりません。具体的な取り組みとして具体化してあげている部分はございません。</p> <p>担い手とか耕作放棄地の解消とかという言葉では載っておりますので、ここと類似している部分もあるとは思いますが、ただ、実質的にこういう大きい動きがわかってきて、大分細部がわかってきたというのは、正直話をいたしまして、ほとんど2週間か3週間ぐらい前が現状でありました。</p> <p>ですから、私どもといたしましては、じゃ飼料米に移行したほうがいいのかという国の思いは確かにありますけれども、まだその環境整備がどうなるのかということもはっきりいってわかっておりません。ただ、今後、何らかの対策はとっておいて、計画の中で運用していかなければならないのかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	佐々木議長  3番 (平野敏彦君)	<p>3番。</p> <p>私は具体的な部分じゃなくて、さっき会長も言っているように、これは大変な問題という認識をしているわけです。その中で、括りの大きい項目の中で、将来、こういうふうな町の進むべき道はこうですよというふうな部分だけでも、やはりその農業委員会、それから担当課、そういうふうなものもちゃんと詰めたもの</p>

を後期計画の中に盛り込むべきだというふうなことで言っているわけです。

ですから、今決まったからって、確かに国会はそういうふうに通りましたけれども、もともとからこの議論というのはあったわけですね、実際に。それがたまたま今自民党が数の力で改正をしたというふうになっているわけですが、それはもうわかっているわけです。ですから、そういうふうなものが、じゃ総合計画の基本計画の中では、水田の部分では方向づけがされます、町ではこう考えていますよというふうなものを提示するべきだということで私は言っているわけだから、だから、細かいことは何も私は聞いていないですよ。

それと、先ほど会長も言ったように、1回に補助金が半額になる。やはり、町独自の支援策というのが必要ではないかというふうな話をされております。私もなるほどなと思います。

非常にこの部分については、簡単に理解させるというのは面倒だなというふうなことで、この部分については、町長として農業委員会のほうと協議しながら、幾らかでも町独自の施策を出そうというふうな考えがあるかどうか、まず1つお聞きをしたいと思っております。

それから、3回だけですから、次のほうの質問に入らせていただきますけれども、この前の新聞に、漁船の避難どうあるべきかということで、災害対策の関係でお聞きしますけれども、本来、津波の場合は、水産庁のガイドラインではまずは逃げなさいと。地元の漁業者は、津波が来るというふうなことがわかれば、まず沖出しをします。そういうふうな、行政指導だと船を置いて逃げなさい、危ないからというふうな。現場のほうだと、まずは船を沖出しして津波をよけようというふうな矛盾があるわけです。これらについては、そのどちらを優先して指導するのか。この辺、確認をしておきたいと思っております。

私は、ほかのほうを見ても、ほとんどがそういうふうな船が避難をしたわけで、当町でも沖出しをしたのが難を逃れているわけですから、そういうふうなことで、防災の指針としてちゃんと示すべきではないかというふうな思いがありますので、お聞かせをいただきたい。

それから、10款の教育委員会のほうで、お聞かせをいただき

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>たいと思いますが、先般、11月14日のデーリー東北に、教育委員会を傍聴しようというふうな投稿がありました。私が聞かれたんですけども、教育委員会が傍聴できるというふうなことであれば、毎月開かれている定例会、原則公開されているというふうなことで、私らもいつどこでどういうふうな形で開催されているのかちょっと知る由もなかったので、じゃ傍聴するにどこへ行けばいいとか、本当に傍聴できるのかというふうな、この記事を見ますと、それが地域住民、傍聴されることで委員会委員がしっかりと現状把握して会議に臨めるんだというふうに書いてあります。</p> <p>そういうふうなことで、委員長として部分を答弁をいただきたいと思います。</p> <p>終わります。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>まずもって、農業に関しまして、2人の方の答弁の後に私ということであります。</p> <p>私も本当に政策の変更あるいは決定が早いなど、猶予期間があって、減反の廃止は5年という思いであります。</p> <p>しかしながら、町のあり方とすれば、まずもって農協が合併してなかなか旧百石、旧下田の農協とすり合わせしていいという問題でもなくなりましたし、本部との交渉となりますと、農協本部では下北一円ももう十和田市含めてということで、対応はできるだけ同じような対応をしたいという思いがあるようです。</p> <p>また、今、農業委員長がお話ししたように、大変まだ試行錯誤の状況かなと思っております。私もそのように思っております。</p> <p>ただ、本当は、私の個人的な思いをここで、個人的にといえは変ですけども、できれば米は無肥料・無農薬でつくって、そうすれば収量も少ないし、安全安心な米ができるから多分高く、3倍、4倍で、現にインターネット等で売っている方もあると伺っていますので、町全体あるいはそういうことができるのであれば、おいらせ町はもうこういう米だから特別販売だという部分で</p>
-----------	------------------------------------	---

	<p>高く売ればよかったなという気がしておりましたけれども、先ほど言いましたように、農協とのいろいろな相談の中ではそれは難しいなという思いがしております。</p> <p>先ほど来、7,500円という、転作がやめると7,500円が減るということでありましてけれども、実は作付面積掛ける7,500円であって、米価そのものが、10俵とれば750円の上乗せ、今まで1,500円であったものが750円ということで半分になって、米が下がって、また上乗せ750円であれば、米価そのものが下がるということで、転作面積は作付けあるいは種目によって奨励金が違うわけですから、飼料米を植えると8万円ですか。あるいは牧草その他は3万5,000円とか、あるので。ただ、今総合計画にどういうふうに盛れという提案がありましたけれども、まだきのう、きょう決まった政策であって、まだもう少し国のほうも細部にわたっては詰めてくれるのかなという思いがありますので、そういう部分も見聞きしながら、もう少し、5年後を見据えた対策をすればいいのかなという思いがしておりますし、なかなか農業やる人は減っていくでしょうし、区画整理をすればいいといっても、こういう米価であれば、自己負担がなければそれは「どうぞ、田んぼ好きなように直していいよ」となるでしょうけれども、それもやはり受益者負担ということになって、自己負担が発生すれば、そう簡単に同意はとれないだろうし、区画整理したとしても、湿田というんですか。割合日当たりのよくない田んぼ、そういうところは貸したくても借り手がなくなる、奨励金がなくなる、そういう部分で、恐らく耕作放棄がふえていくだろうし、幾ら罰則を強化したとしても自分の勝手でしょうというふうになってしまう、逆に農家の開き直りが心配されますけれども、そういう方向に向かっていくような気がしております、これは大変な問題だなと思っております。</p> <p>しからば、1万5,000円のが7,500円になるんだから、町で2,000円なり3,000円上乗せしたらどうかということでありましてけれども、そういうことを、それは大規模農家に固まってしまっからのそういう、どうしても採算が合わないから応援頼む、助成頼むというのだとわかりますけれども、そういうことを町が独自にすることによって、もし国が思うような集約させて大きい農家を育てるというのに、中小の農家が米づくりをや</p>
--	---

	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>めないというふうになると、また、果たして政策的に問題がないのかなという思いもありますから、助成しなければならぬ時期が来ればしますけれども、もういち早く、まだ制度がはっきりしない今の時点で幾ら幾ら上乘せしてくれということには、まだ今の時点では答弁いたしかねますので、これから社会の情勢、国の政策等見ながら考えていきたいと思っております。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、漁船の避難ということでお答えしたいと思います。まず、津波のケースによって人と船あるいは人だけの避難という形が見込まれると思います。</p> <p>その津波の来方あるいは時間、それらを総合して判断していただくという形になりますが、私のほうの認識では、漁船は基本的に沖出しがベストということで認識をしています。</p> <p>今後、町としての示すべき方向性は、漁船については関係機関と農水ともう1回確認をして、町としてあるべき姿を示したいというふうに思っているところです。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>農林水産課長 (泉山裕一君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>総合計画のことに关してですけれども、正直いいまして、アンテナを張って、もう少しいろいろな情報を仕入れていけばよかったなど、ちょっと後悔の念がございます。</p> <p>農業委員会と農水課は同じフロアにあります。遅くなった分に関しては反省している部分がございますけれども、今後の取り組みに関しては、農業委員会、農水課、ほかの問題も大きく変わる部分がございますので、今後共同しながら、一緒に今後の対策を考えていきたいと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>教育委員会委員長 (加藤正志君)</p>	<p>教育委員会委員長。</p> <p>平野議員のご質問にお答えさせていただきます。</p> <p>ご質問の趣意は、教育委員会の定例会の傍聴ということだろう</p>

		<p>と思います。そうしまして、デーリー東北紙上で私も投書を見ました。</p> <p>実情を申し上げさせていただきますと、教育委員会の定例会は月1回、みなくる館で行っております。出席者は教育委員5名、それから担当課長、それから書記でございます。通常、月の第4木曜日、時間は3時に始まりまして、大体2時間ほど、議案等がありますと、それ以上延びることもございます。これが教育委員会定例会の大体の概要でございます。</p> <p>そうしまして、傍聴につきましては、私、教育委員7年やっておりますけれども、一度もございません。お1人もございません。これは、私どものPR不足なのか、これが大きいかと思います。</p> <p>そうしまして、その反省としまして、町のこの前の投書をきっかけに、反省するところがございまして、町の広報のホームページですね。ホームページ等に月定例会の日時、場所等について載せていただくよう、これから委員会としまして話をして協議しまして、お願いしたいなと思っています。</p> <p>それと、広報にもページ等ございましたら載せていただくようお願いして、1人でも傍聴者をふやしていければなと思っています。</p> <p>私どもも、教育委員会のいろいろな制度等についての議論が、大体今安倍政権で固まってきましたので、それについて、皆様に、保護者の方、町民の方に議論していただければ、多大な関心を持っていただければと思っております。</p> <p>以上で答弁にかえさせていただきます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>4番、<b>檜山 忠</b>議員。</p> <p>17ページの8款土木費のところなんです、関連することなんです、これは補正のほうですからあれですけども、これから寒くなるわけですね。除雪等が始まってくるわけなんです、11月14日の新聞に雪寒道路というんですか、「雪」「寒い」道路、21年ぶりに拡大ということで、青森県内31%増というふうなことが報道されているんですけども、これになると、何か除雪や防雪柵の整備などに国の補助が受けられるというふう</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (<b>檜山 忠</b>君)</p>	

		<p>なことが書いてありますけれども、これはどういうふうに変わってきますでしょうか。</p> <p>次、もう1つあるんですけども、21ページの10款教育費の関連になるんですが、前にも木内々小学校のことを、門のところから学校までの入り口のところの、あれもひどい状態、もう砂利道状態になっているんですね。あれはどういうふうにするつもりなのか。それをお聞きいたしたいと思います。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>雪寒道路ですけども、これは指定にはいろいろな条件がございまして、公共施設を結ぶ道路とか、バス路線であるとか、日の交通量何台以上とかという指定基準がありますけれども、今回の見直しで、当町も細かいキロ数までは私の頭に、資料もございませんので入っていませんが、かなりふえました。3割4割ぐらい延長がふえました。</p> <p>これの指定を受けますと、昨年のような大雪になった場合、その雪寒道路の除雪費が補助の対象になるということでございます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (倉館広美君)</p> <p>佐々木議長</p> <p>学務課長 (堤 克人君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>檜山議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>木内々小学校の門から校舎に向かっての通路の件についてでございます。</p> <p>前の議会でもお話がありまして、その際には、穴埋め用の材料を使ってというふうなことでというお話をした記憶がありますが、実際、我がほうの担当から聞きましたところ、今までもそういったことでやっているんですけども、なかなかそれだとすぐ割れが入って砕けてしまうというふうなことでございまして、今後、新年度予算編成に関わることなんですが、できれば一気にやれるかどうかはわからないんですが、ある程度全面改修というふうな方向で考えていかなければならないのかなというふうにか</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檀山 忠君)</p>	<p>えております。</p> <p>以上です。</p> <p>4番。</p> <p>まず先に、雪寒道路のことなんですが、除雪ばかりでなくて防雪柵のことも書いてありますけれども、それらもふやしてもらえというふうな、それらがあるんでしょうか。もしあるのであれば、それなりに地区のそれを見て要望があるやつがあるんですけども、お話をしたいなと、そういうふうに思っています。</p> <p>それからあと、道路の件については、小学校、それは早目にやっていただきたいと思います。いつ、それこそ事故があるかわからないような状況になっているのではないかなと私は思っています。特に、雨降りのときはひどい状態です。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (倉館広美君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>防雪柵ですけれども、雪寒道路に指定されると、防雪柵の補助事業の対象になるということでございます。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>学務課長 (堤 克人君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>先ほども言いましたとおり、新年度で考えてみたいというふうに思っておりますが、それがかなわないとすれば、先ほど9月議会の際にもお話ししたような、穴埋めの充填剤といいますか、そういったことでとりあえずはやっていかなければならないのかなというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1番、高坂隆雄議員。</p> <p>19ページの9款消防費のところでお尋ねします。</p> <p>説明の中で、ちょっと聞き逃したかもしれませんから、もう一度お願いしたいんですが、19節の負担金、八戸地域広域市町村</p>



		<p>圏事務組合消防費負担金が2,800万円ほど減額となっておりますので、ここをもう一度お知らせください。</p> <p>それから、消防北分遣所についてですが、消防車1台とポンプ車1台の配置だったと思いますが、その確認をしたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、質問にお答えしたいと思います。</p> <p>八戸地域広域圏の負担金の中身につきましてですけれども、職員の給与減額分と人事異動等による調整ということで伺っております。</p> <p>それから、分遣所の車の配置の中身の確認ですが、救急車1台、ポンプ車1台、人員は3人という形に常備になる予定です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1番。</p> <p>負担金についてはわかりました。</p> <p>消防車1台、ポンプ車1台、常備3人の配置ということ、それもわかりました。</p> <p>もう一度言います。消防ポンプ車1台、救急車1台、これで理解しました。</p> <p>そこでなんですが、非常備消防、要するに消防団には全部ではありませんがタンク車の配備も数分団あると理解しております。</p> <p>今、分遣所は常備消防になりますから、ここにタンク車ではなくてポンプ車なのはなぜかをお尋ねしたいんですね。</p> <p>というのは、やはり、今のおいらせ消防署から北には人口もあって分遣所をつくるんだと。常備消防であるとしたときに、タンク車のほうがポンプ車よりは効果があるのかなと私は理解するんですね。タンク車はご存じのとおり、もう水を車の中に積んでありますから、初期消火の位置づけはまた別としても、かなり早い段階で放水なんかできるわけですから、それがなぜポンプなのかをお尋ねしたいと思います。</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>配備される車両の説明のときには、ポンプ車1台、救急車1台ということの説明でしたが、その理由は確かめたことは今まではありません。ですが、当然ながら、議員おっしゃるとおり、タンク車のほうが機能的には有効だと思いますけれども、その点は、今後の配置に向けての交渉ということで預けていただければと思います。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>1番 (高坂隆雄君)</p>	<p>1番。</p> <p>預けるのは一向に構いませんが、それで改善の方向へ向かうのであればいいんですけども、要するに、今まで説明はありました。説明はありましたけれども、何か質疑応答の中では理解に乏しいところがありつつもどんどん前へ進むということもあって、さらに、分遣所については地域住民の意見を聞く機会を設けた、設けないということで、結果的には設けていないと。こういうことから、今回みたいになると思うんです。</p> <p>非常備消防の分団には、更新のたびにタンク車を配置して、大型でありますから、運転ができる、できないというのも意見として聞きます。常備消防が今度分遣所としてできるわけですから、当然、私はタンク車のほうが機能的に優れていて適当だろうと、こう思うんです。</p> <p>もう計画がどんどん進んでいるので、預けた、預けられた、後にどうもできなかったでは何とも言えないと思います。</p> <p>やはり、事務的なことを進めるに当たっては、十分な時間を設けて意見等徴するうちに、そのときは気がつかなくても、後にこれはいいアイデアだとか意見だとかということが出てくると思いますので、ぜひその辺を受けとめていただきたいなと思います。</p> <p>そして、これは再三、要望しておるんですが、5分団の移設先についても、全然進んでおりません。9月議会で私が一般質問し、その後、町からの提案もなければアプローチはありません。</p> <p>それから、10月16日のときに、操法の全国大会に行く際に、</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>台風で新幹線が3時間とまりました。防災課長も同行しましたので、その際、本団の分団長付の人も立ち会いのもとに、その現状を確かめた経緯もあります。ですので、もう町が数年前から、平成25年度には新築するんだよという計画がありながら、行政を進めないという部分がありますので、ぜひ地元の意見を取り入れながらも進めていただきたいなど、こう思います。</p> <p>以上です。</p> <p>答弁を求めますか。(「はい」の声あり)</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>分遣所のまずタンク車の件でございますけれども、これからまだ話す機会がありますので、その際に要望がありましたという形では本部のほうに伝えたいと思っております。</p> <p>これがかなうかどうかについては、あくまでも本部が決定するという形になりますので、その際は、その決定の理由などを確かめたいと思っております。</p> <p>それから、5分団の件でございますが、お気持ちは私も早く、もちろん建築したいし、やりたいという思いでございますし、その都度アプローチしたいなと思っているところですが、なかなかタイミングがよくなくて、その会議などを設ける時間を見つけれないでいるところもあります。</p> <p>がしかし、思いは同じでございますので、早く分団の新築につきましては、事業として進めたいし、早く建築に着手したいという思いは同じですから、今後、協議を重ねて、両者納得の上で進めさせていただければと思っております。</p> <p>以上です。</p>
会議時間の延長	<p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p>	<p>ここで時間延長をいたします。</p> <p>5番、日野口和子議員。</p>
質疑	<p>5番 (日野口和子君)</p>	<p>17ページの8款2項1目なんですけれども、これは、先ほどの説明で、木ノ下から鶴久保線という説明をいただいていた。町道維持補修工事費ですね。</p>

		これはきっと前にも私が申し上げた、木ノ下児童館に行くところの有料老人ホームがありますけれども、その補修整備じゃないかなと思っているんですけども、そうですか。
	佐々木議長	地域整備課長。
当局の説明	地域整備課長 (倉館広美君)	日野口議員のお話のとおりでございます。
	佐々木議長	5番。
質疑	5番 (日野口和子君)	大変ありがたいことだと思っています。 ぜひとも進めていただきたいんですけども、しかしながら、そこには、あの有料老人ホームが既にもう白線を敷いて駐車場にしているんですよ。その歩道をまた駐車場にしているんです。そのところをどのようにして整備していくのか。子供たちの生命財産がかなりの高いレベルで危険に脅かされています。その駐車場になったそのところをどのようにするのか。ポールを立てるのか、ガードレールにするのか。どっちでしょうか。
	佐々木議長	地域整備課長。
当局の説明	地域整備課長 (倉館広美君)	境界確定しまして、町の道路の敷地内で、予算の範囲内でやりたいと思っています。
	佐々木議長	5番。
質疑	5番 (日野口和子君)	本当にちゃんと、きちんとやっていただきたいと思います、町長。子供たちの命が危ないですから。 それで、何よりも、きのうかな、松林議員が一般質問しました。そのときの一日も早いみらい館への統合、それを進めていただきたい。そのほうが父兄も安心すると思いますので、進めていただきたいと思います。
		以上です。
	佐々木議長	15番、馬場正治議員。

<p>質疑</p>	<p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>19ページの消防費に関して、先ほどの1番、高坂議員に対する答弁についてちょっと注文をしたいと思います。</p> <p>平成24年議会で、私はある火災死亡事故がございましたので、3月議会だったと思いますけれども、一番最初に現場に来るのが桔梗野分遣所のタンク車だということで、高坂議員と同じ趣旨で、分団にタンク車をもっとふやすべきだという質問の中で要望したことがございますけれども、それに対する答弁を全く忘れた答弁をされていると。一貫性を持ってもらいたい。</p> <p>ということは、当町のような町道が狭隘な道路が多い場所等においては、タンク車が現場まで入っていけないあるいは現場までの道路にタンク車がいると、その後、ポンプ車が入っていけない。そういった事情があるので、ポンプ車のほうが有効であると。なおかつ、運転免許の件もございました。そういった一貫性のある答弁をしていったらどうですか。</p> <p>タンク車のほうが当然、水を積んでいるわけですからいいと思うんです、一般的には。ところが、どこで火災が発生するかわかりません。狭い道路の途中にあのでかいタンク車がとまっていると、その後に現場に行ったポンプ車がもう現場まで行けないという事情があるということで、私は納得したわけですよ。</p> <p>あのときの答弁された担当課長はどなただったんでしょうか。さまざまな、むつ、下北広域で持っているタンク車とかいろいろ例を挙げて、私は質問したんですけれども、タンク車は、やはり図体が大きいんですよ。したがって、6メートルとか7メートルの道路に置かれると、その後現場へ駆けつけたポンプ車は、もうその先へ行けないんだと。なるほど、そうであればいたし方ないなということで、私は矛先をおさめましたけれども、そのときの答弁との整合性を答弁していただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>答弁を求めます。 まちづくり防災課長。</p> <p>お答えをいたします。 まず、平成24年の時期の答弁と、今の答弁との違いがあるのではないかというご指摘でございましたけれども、私の思いを少</p>

		<p>しお話しさせていただきます。</p> <p>まず、非常備消防と常備消防の違いが、まず大きな違いがあるということ、ここを確認させていただいて、常備消防につきましては、一番最初に駆けつける形になるものでございます。それから、非常備消防はその後に連絡が来ますので少しおくれるという形になろうかと思えます。</p> <p>その中であって、議員おっしゃるとおり、タンク車については有効だと思いますけれども、非常備消防のほうはあくまでも町の予算が主の構成になります。常備消防は広域本部が負担金を敷いて配備する形の常備消防でございます。それらの仕事の違いあるいは作業内容の違いや、私どもが今分遣所のほうでのポンプ車だったという説明から、タンク車ではじゃ希望を申し伝えておきますという内容につきましては、さほど私としては違ってないのかなど。非常備消防と常備消防との違いがあって、役割があって、常備消防のほうは分遣所について、最初はポンプ車ということでしたけれども、それは全体を見て俯瞰をしてポンプ車でいいのではないのかなというふうな思いだったと思っております。</p> <p>が、ここに至って、タンク車の有効性もあるので、そちらのほうも考えてはどうですかという思いの提案がありましたので、今回、その思いを伝えさせていただきたいという回答のつもりでございました。</p> <p>当然ながら、議員おっしゃるとおり、有効性のある車のほうがいいんですけども、予算の関係もありますし、その役割の違いもありますので、その点の違いとしてご理解をいただければと思います。（「了解」の声あり）</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第6款から第11款までについての質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書についての質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、給与費明細書についての質疑を終わります。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	
	<p>佐々木議長</p>	

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>以上で、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>	
	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第79号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>	
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>50分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 3時40分)</p>	
	<p>佐々木議長</p>	<p>休憩を取り消し、引き続き会議を行います。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 3時50分)</p>	
	<p>佐々木議長</p>	<p>次に、日程第13、議案第80号、平成25年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>地域整備課長。</p>	
	<p>地域整備課長 (倉館広美君)</p>	<p>議案第80号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の42ページから44ページまでになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ926万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,075万4,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容は、歳出では、消費税の増額に伴う公課費と、下水道整備工事費を計上し、歳入では、一般会計からの繰入金を計上いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>	
	<p>佐々木議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p>	

当局の説明	(議員席)	質疑ございませんか。	**なしの声**
	佐々木議長	なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第80号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。	
	(議員席)		**なしの声**
	佐々木議長	なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	
	佐々木議長	次に、日程第14、議案第81号、平成25年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。	
	地域整備課長 (倉館広美君)	議案第81号についてご説明申し上げます。 議案書は45ページから47ページとなります。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ49万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,615万3,000円とするものであります。 その内容は、歳出では、農業集落排水処理施設等の電気料金を計上し、歳入では一般会計からの繰入金を計上いたしました。 以上でございます。	
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑は、事項別明細書により行います。 第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。 質疑ございませんか。	



当局の説明	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。          以上で本案についての質疑を終わります。          これから討論を行います。          討論ありませんか</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。          これから議案第81号について採決いたします。          本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。          よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>次に、日程第15、議案第82号、平成25年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。          当局の説明を求めます。          介護福祉課長。</p>
	介護福祉課長 (松林泰之君)	<p>それでは、議案第82号についてご説明申し上げます。          本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,697万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,314万2,000円とするものであります。          歳出の主なものは、2款保健給付費では、介護保険給付者の増により、追加するものであります。          次に、歳入の主なものは、1款保健料では、第1号被保険者数の増により保険料を追加し、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金等については、法で定められたそれぞれの負担割合に応じて追加し、10款町債については、歳入不足が生じたため、財政安定化基金貸付金を計上するものであります。          また、第2表、地方債につきましては、限度額、起債の方法、償還の方法について定めるものであります。          以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。          これから質疑を行います。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席) 佐々木議長</p>	<p>質疑は、事項別明細書により行います。 第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款について質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声**</p>
	<p>(議員席) 佐々木議長</p>	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。 次に、第2表、地方債についての質疑を受けます。 質疑ございませんか。 **なしの声**</p>
	<p>(議員席) 佐々木議長</p>	<p>なしと認め、第2表について質疑を終わります。 以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>(議員席) 佐々木議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第82号について採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>(議員席) 佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>次に、日程第16、議案第83号、平成25年度おいらせ町公共用地種痘事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>議案第83号についてご説明申し上げます。 議案書52ページをお開きください。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ381万5,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,531万6,000円とするものであります。 説明書の22ページをごらんください。 初めに歳出です。 1款1項1目事業費では、今年度売却した1区画に対して、洋</p>

		<p>光台団地定住促進助成金 381万5,000円を追加計上いたしました。</p> <p>一方、これに伴う財源は、21ページになりますが、1款1項1目1節で一般会計からの繰入金を出同額の381万5,000円で追加計上いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出とも全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、歳入歳出全款についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行いません。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	佐々木議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第83号について採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p>***なしの声***</p>
	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第17、陳情第6号、「介護保険制度改革の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。</p> <p>審査を付託してありました産業民生常任委員会の委員長から、審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長より報告を求めます。</p> <p>委員長、演壇にてお願いします。</p>
委員長報告	9番 (吉村敏文君)	<p>産業民生常任委員会委員長報告をいたします。</p> <p>陳情第6号、「介護保険制度改革の中止を求める意見書」の提</p>

		<p>出を求める陳情書について、産業民生常任委員会に付託されたところであります。</p> <p>当委員会では、その付託を受け、去る12月5日、委員会を開催し、その取り扱いについて慎重な審議を行いました。</p> <p>陳情の要旨は、平成27年度4月に実施が予定される介護保険制度改革について、改革内容が地方自治体に責任を押し付けるものとともに、住民の介護をめぐる困難を一層拡大するものであるとして、これに反対する意見書を可決し、地方自治法第99条に基づき、政府・国会に対し提出することを要請するものであります。</p> <p>審査の結果、政府の進める改革の中身や財源がはっきりと示されておらず、意見書を提出するには時期尚早であることから、当委員会といたしましては「不採択」とすべきと決定いたしました。</p> <p>以上、産業民生常任委員会委員長の報告といたします。</p> <p>産業民生常任委員長の報告が終わりました。</p> <p>本件について、委員長報告は「不採択」であります。</p> <p>この報告について質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行ないます。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これより本件について採決します。</p> <p>お諮りいたします。本案は、委員長報告のとおり「不採択」とすることにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件については「不採択」とすることに決しました。</p> <p>以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て議了いたしました。</p> <p>ここで、町長から発言したい旨の申し出がありましたので、こ</p>
日程終了の告知	佐々木議長	

	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>れを許します。</p> <p>町長。</p> <p>閉会の挨拶の前に、先ほど、私の不注意によりまして、防災メールのベルが鳴ってしまいました。議員各位には大変不快な思いをさせました。申しわけありません。以後、気をつけます。</p> <p>それでは、閉会に当たっての挨拶を申し上げます。</p> <p>平成25年第4回おいらせ町議会定例会におきまして、議員各位には、大変ご多用のところをご参集いただき、また提案いたしました全議案を議決賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案審議の過程でいただきましたいろいろなご意見、ご提言を十分に踏まえ、行政運営に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>さて、平成25年も残すところ21日となりました。本年最後の定例会を終えるに当たり、議員各位には、この1年間、町政運営に対しまして、ご理解とご協力を賜りましたことを心から感謝申し上げます。</p> <p>来年1月6日には、町と商工会の共催によります恒例の新年を祝う会が予定されております。議員各位におかれましても、ぜひともご参加いただき、おいらせ町の新年の門出をお祝いしていただければと思っております。</p> <p>いよいよ厳しい寒さに向かってまいりますが、議員各位には、健康にご留意されましてご活躍くださいますよう、また、よき新年を迎えますよう心からご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
<p>閉会宣告</p>	<p>佐々木議長</p> <p>事務局長 (袴田光雄君)</p>	<p>これで、会議を閉じます。</p> <p>これもちまして、平成25年第4回おいらせ町議会定例会を閉会いたします。</p> <p>大変ご苦労さまでございました。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

		(閉会時刻 午後 4時05分)
--	--	-----------------

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 26 年 2 月 3 日

議 長.....佐々木 光 雄

署名議員.....立 花 國 雄

署名議員.....柏 崎 利 信